

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における役割について

ア 地区センター

地区センターが置かれている地域の特性をどのように理解し、その地域のニーズをどのように運営に反映していくかを具体的に記載してください。

【都田地区センターの設置目的】

地区センターは地域の住民が自らの生活環境向上のため自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互交流を深めることを目的に設置されます。

地域住民の自主的な活動をきっかけに、地域コミュニティの醸成と地域連帯意識の形成を図るため、幼児から高齢者まで幅広い層の市民が、誰でも気軽に利用できるような施設運営をする必要があります。

都田地区センターは都筑区区政運営の基本目標である「つながり」「活力と魅力」「安心」を実感できるまち、ふるさと都筑」を基本方針とし、その実現に向けた施設運営を行います。

地域の子ども、青少年を中心とした地域における子育て支援及び多世代交流を通しての健全な集いの場として、また障害児者、高齢者の活動と安らぎの場として地域の多くの皆様に利用いただける施設であることと「生きがい」「目標」「楽しみ」を利用者が見出し、どの世代の皆様にも安心して安全に利用いただける施設となるよう運営をいたします。



東方天満宮



緑顎梅



梅まつり

令和2年度 都筑区運営方針 基本目標
「つながり」「活力と魅力」「安心」を実感できるまち、ふるさと都筑
～区民の皆様と一緒に築く、都筑区～

【地域特性、地域ニーズ】

都田地区の北部は港北ニュータウンとして計画的なまちづくりがされた地域で、仲町台駅周辺は商業施設等が集まり、緑道・公園が整備されています。また、大熊川～東方天満宮と港北ニュータウンに挟まれる台地及び大熊町は農業専用地区に指定され、小松菜等の都筑野菜の生産が盛んです。

また子育て世代や子ども世代が比較的多い都筑区において、都田地区は区内でも転入者が多く、年々人口増の傾向が強い地域です。大熊町、折本町など地区の南側は比較的高齢者の割合が高い地域でもあります。

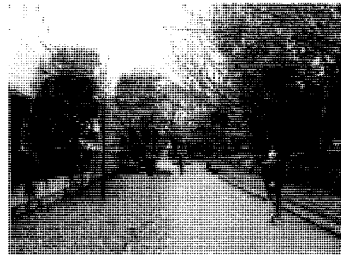
このような地域特性の中で地域活動の担い手不足と高齢化、地域近隣の付き合いの希薄化、青少年も含む安全で健全な子供の遊び場の減少等の地域の課題解決のために地区センターの機能を生かしていきます。障害児者、就園前児童から高齢者まであらゆる年代と関わることで地域の問題解決も含めた市民利用施設として役割を果たします。

地域住民相互の連携不足をどのように解消できるかを、地域の皆様のご意見を反映させながら地区センターで行う自主事業の企画段階から課題解決を図り実施してまいります。

地域の活動団体や貸館利用団体・サークルの皆様に地域活動の必要性や高齢者サロン等の活動の場の情報発信を行い、担い手の発掘のすそ野を広げます。

どなたでも参加できる自主事業の展開、例えばオープンスペースでの季節ごとに実施する「ラウンジ・コンサート」等の実施で施設の周知と地域住民の皆様の交流及び多世代交流の機会を提供します。

また、地区センターの自主事業において子育て支援事業関連の実施を増やし、青少年も含む参加者を増やしプレイルームの遊具の充実、図書スペースや貸館の無い時間帯での卓球場としての利用者等で青少年を含む子供の安心安全な居場所づくりを行います。



せせらぎ公園



江川せせらぎ緑道



小松菜畑



小松菜 hair の
みやこちゃん

【公の施設としての管理】

多様な世代の利用者が様々な目的で集う地区センターは常に公正中立を基本に、利用者へ公平な対応を行い、人権を尊重し法令を遵守した運営を行います。

○都田地区センターは職員一人一人が公平性の確保を認識した対応と接遇を行い、利用者によって有利や不利といった状況が起こらないよう運営します。

○利用者のニーズを積極的に運営へ反映させ、利用者満足度の向上を重要施策に位置付け運営してまいります。

○利用者が安心して利用できる施設として、維持管理に努め施設を常に安心安全に利用できるよう計画的に管理します。

○消防計画はもちろん防災、防犯のマニュアルを作成し危機管理に対応した運営を行います。
また、感染症等の感染防止マニュアルを作成し安心安全な施設のための衛生管理を徹底します。

○ご利用者の個人情報及びプライバシー保護に努め、情報漏えい事故等が無いように管理し、研修等を通して、個人情報保護と人権保護に関して職員の意識向上を高めます。

○横浜市地球温暖化対策実行計画に準じた対応策としてエネルギー節約のために省エネ活動を実施します。

○地区センター及び地域ケアプラザで発生する全ての問題事例及び要検討事項に関しては全職員参加の定例職員会議にて検証検討し業務の改善改良策を行い、さらに変更内容を「PDCA」サイクルにて複数回検討を重ね、大小にかかわることなく諸問題の解決にあたり、より良い施設運営を行います。

イ 地域ケアプラザ

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

はじめに、地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活が営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。この地域ケアプラザの管理運営に関わることは、社会福祉法人秀峰会の理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」のためにも重要であると考えています。

現在、都筑区内では、楠の大樹（ホームヘルパー、訪問看護、ケアマネジャー）を中心に、翠嵐の風、都筑の春、春風の丘（グループホーム）、しょうぶ、すいせん（小規模多機能居宅介護）、つくし保育園センター南を運営しております。

翠嵐の風、都筑の春、春風の丘の3グループホームとつくし保育園センター南では互いに交流活動を行い互いの施設訪問や「都筑のお芋で焼き芋の会」企画での交流等、園児と高齢者の世代間交流事業も展開しています。



つくし保育園センター南



グループホーム
翠嵐の風

都田地区にお住まいの多くの方々には、当法人所属のケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護師などが関わらせて頂いております。長年に渡り連綿と築かれてきた貴重な縁を大切にしつつ、住み慣れた街を良くしたいとの郷土愛を都田地区の皆様と共有するとともに、地域ケアプラザ管理運営の経験と実績を用いて、地域に愛され親しまれる都田地域ケアプラザを作り上げます。

【都筑区地域福祉保健計画及び地域包括ケアシステムの推進について】

都田地区地域福祉保健計画は、「～であいが広まり、お互いにささえあい、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり～」をテーマに掲げ、さらに、①健康づくり②見守り・支えあいの取り組みの充実③子どもを中心とした世代を超えたつながりづくりの3つの目標を掲げています。その活動は、高齢者が集える場、障害児・者が集える場、子どもが集える場を地域に設置し、さまざまな事業活動を展開しています。



都田グランドゴルフの様子

高齢者が集える場としては健康づくりを目標に、和楽会、寿会などの集いの場があります。活動内容は、グラウンドゴルフやウォーキングなど、身近なところでの運動やカラオケ、コーラスなどの趣味活動も活発化しており、さらにヘルスメイトやJAとの協働にて、食育活動にも取り組まれています。これは、第3期都筑区福祉保健計画にある高齢者施策の推進の“住み慣れた地域で、その心身の状態に応じて自立意欲を保ち、互いに支えあい、安心して暮らし続けることができるまち”に連結しており、さらに横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた都筑区行動指針重要取組である”心身の状況に応じて、自立した生活をできるだけ長く続けられるよう、健康づくり・介護予防や健康管理の啓発活動の継続“に繋がっていると受け止めます。

都田地域ケアプラザにおいても高齢者の健康維持、居場所づくりの企画として地域包括支

援センターにて企画する介護予防教室や健康管理講座等を行い健康管理の啓発を行います。

また、生活支援事業において地域活動交流事業と連携し高齢者の居場所づくりとしての「コーヒーサロン」「喫茶・茶話会」「意見交換会」等の企画をします。

障害児者が集える場としては、「くずがやゆめひろば」、「ハッピーアワー」が設置されています。特に「くずがやゆめひろば（障害児余暇支援事業）」は、葛が谷地域ケアプラザが受け持つエリアを中心に障害児（小学生から高校生まで障害のあるお子さんが対象）の余暇支援や地域住民と障害児やその家族の親睦などを目的に実施されています。これは、第3期都筑区福祉保健計画にある障害者施策の推進の“住み慣れた地域で学び、育ち、安心して暮らせることができるまち”に連結していると理解しています。

地域での障害児者関連活動の支援を行うと共に「障害の理解講座」を行い地域における障害者に対する理解を促し、地域全体で障害児者の見守り活動が行われる地域づくりを進めます。

子どもが集える場としては、子どもを中心とした世代を超えた繋がりづくりを目標に「親と子の集いの広場ぶらっとカフェ」、「おひさま広場」、「都田地区子育てサロン」、「子育てサロンきらきら」などが設置されています。特に「親と子の集いの広場ぶらっとカフェ」は、親子でのんびり安心してすごせる場所の提供を目的とし、子育ての相談はもとより、ベビーマッサージ、ヨガなどのイベント等も開催しています。さらに、幼児の一時預かりも実施し、保育士、助産師への育児相談日も設けられており、育児で困ったときの心のオアシスとして活用されています。これは、第3期都筑区福祉保健計画にある子ども、青少年施策の推進の“子ども、青少年が健やかに育ち、子育てがしやすいと実感できるまち”に連結し、都筑区として掲げた課題解決にも繋がる事業活動であると受け止めております。自主事業においては子育て支援活動を重視し開催回数を増やし、子供たちの遊び場居場所としての事業と子育てに関わる世代間交流事業も行います。

地域子育てのニーズを探り、安心安全な子育てができる環境づくりと、だれもが子育て支援に関わる地域づくりを地区社協、民生委員児童委員、青少年指導員、スポーツ推進員の皆様と連携協力で進めます。



活動風景

また、都田地区では地域福祉保健計画において“地域活動を活性化したい”“つながりを広げたい”という思いから「ボランティアたうん都田」の実現を目指しています。

地区内の町内会館や自治会館、地区センターなどに回収ボックスを設置し、地域みんなでプルタブやペットボトルキャップの回収を行い、その結果としてプルタブは車いすへ、キャップはワクチンへ、参加者の方々全員の善意を形にするという取り組みです。

地域の方々の声として、「小さな力が集まれば、大きな成果を挙げることができるということを小さい頃から肌で感じてほしい」、「地域活動において、多くの方が自主的に行動できる環境をつくりたい」という願いが「ボランティアたうん都田」の実現に向けた取り組みを活性化しています。

さらに、令和元年12月からは、「都田・池辺地区ボランティアバス」の本格的運行が始まっています。

都田・池辺地区では幅員の狭い道路が多く、路線バスの運行が困難であるため、以前から住民の方々から通院や買い物などの移動手段の確保の要望があり、北西線関連企業の協力と、都田地区と池辺地区にて発足した「都田・池辺地区ボランティアバス協議会」が行政、関連団体とさまざまな検討を行い、実現しています。

このボランティアバスについては高齢者だけでなく、都田・池辺地区に居住し子育て世代など、日中の移動にお困りで事前登録された方が対象となり、都筑区地域福祉保健計画の基本理念である「人と人とのであい ささえあい わかちあい」に直結し、このボランティアバスの利用により、「であいが広まり、お互いにささえあい、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり」に繋がっていき、都筑区として掲げられた課題解決にも繋がる事業活動であると受け止めております。

私たちは、この取組について地域の方々への発信を強化すると共に、さらなる発展を願い、支援の輪を広げていきます。



「ボランティアたうん都田」の様子



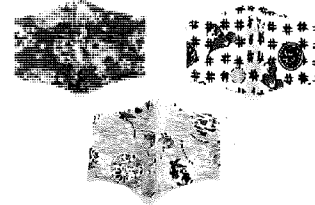
都田・池辺地区ボランティアバス

《都筑区内での法人活動実績》

【感染予防グッズの寄贈】

都筑区内の事業所では「社会福祉法人として地域貢献できないか」の観点から独自の地域貢献活動を奨励実施しています。

2020年6月には楠の大樹のケアマネジャー事業所において手作りマスクと手作りフェイスシールド70個を都筑区内の放課後キッズクラブと学童クラブに寄贈し、同年7月にその活動に対し都筑区福祉保健センター長より感謝状をいただきました。



手作りマスク

【都筑野菜で食育】

また、つくし保育園センター南では2020年12月に「都筑野菜を使ったおやつを食べよう」～小松菜を使った蒸しパン～野菜のイイ話・横浜見聞伝スタージャンとの握手会企画を行い地域の就学前児童と保護者の皆様にご参加いただきました。

保育事業も展開している当法人は乳幼児の問題についてもノウハウを保有しています。地域ケアプラザの子育て支援、小中学校との関わりから、地区センターが触れ合う現役世代、包括支援センターで支援する高齢者まで、世代の垣根に継ぎ目を生じさせないシームレスなサービス提供を実現します。



保育園での食育

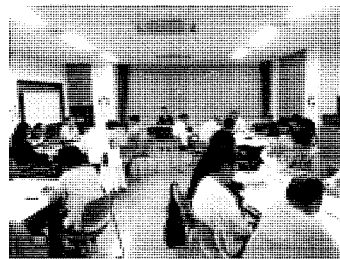
(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地区センター及び地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

行政や都筑区社会福祉協議会、都田地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会はもちろんのこと様々な地域の支援団体、ボランティア活動団体さらには、小中学校や地域のボーイスカウト等とも日常的な関係性、顔の見える関係性を築くことが第一に必要であり、大切であると考えます。

【都田地区社会福祉協議会との連携について】

「都田地区社会福祉協議会（以下、都田地区社協）」と常日頃から“報告・連絡・相談”が、できる関係性を築いていきます。地区で起きているさまざまな課題を「地域課題」として捉え、その課題を地域の方々に知っていただき、理解を深めていただくことが、新規施設として始める第1歩であり、目標です。その為に、まずは“相互理解”が大切です。都田地区社協が日常的に行っている地域福祉活動を拝見させて頂き、その活動を理解し、その上で地域ケアプラザの役割を知っていただき、お互いの役割を理解しつつ連携し、一体となることで解決の糸口を見出していまいります。



連携会議の様子

【地区民生委員児童委員協議会との連携について】

「都田地区民生委員児童委員協議会」は地域福祉の最前線の担い手と認識しております。特に一人暮らし高齢者や障害者支援、子育て支援の分野などにおいては、民児協との連携が無ければ解決をすることができません。

その為まずは、都田地区民児協で行われている支援活動を拝見させて頂き、定期的な意見交換などの場も設け、現在行われている都田地区内の高齢者支援、障害者支援、子育て支援のそれぞれの支援活動を理解し、「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ（地域包括支援センター）」として、専門的な立場からの支援や専門機関への連絡・調整に取り組んで参ります。

【仲町台地区センターとの連携について】

地区センターの運営に関して、まずは近隣の仲町台地区センターとも連携し、情報交換を行い地域ニーズの振り分けや企画実施時期の調整等で双方の活動がより円滑になるよう協力連携します。新規の施設として先行の施設より地域情報や企画等に関する情報も得ることでより良い施設運営につなげます。また、仲町台地区センターにご協力いただき「区民まつり」等で共催事業を企画します。

【各支援団体との連携について】

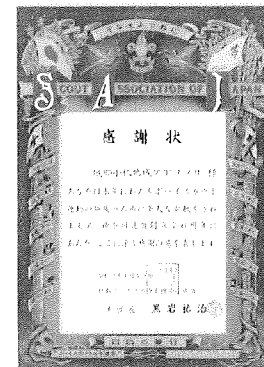
現在、都田地区において支援団体の方々は数多く存在していると承知しております。

「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」は第3期、さらには第4期の都筑区地域福祉保健計画に基づき、その支援団体の方々とはもちろん、地区センターが併設することによりそれまで地域ケアプラザとの関わりが少なかった支援団体の方々ともつながることも目的の一つと捉え、地域福祉の支援の輪を広げていきます。

例えば、当法人が運営する城郷小机地域ケアプラザでは地域のボーイスカウト横浜20団と日頃より連携を図り、活動協力を継続的に行っています。

ケアプラザとの良好な関係性を評価いただき、令和2年1月19日には日本ボーイスカウト神奈川連盟70周年という歴史ある記念式典において横浜市内ケアプラザで唯一、連盟長である黒岩知事より直接感謝状を頂きました。

このようなノウハウを参考に、都田地区センター及び都田地域ケアプラザの実情に合った連携を支援団体の皆さまと作り上げてまいります。



感謝状

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地区センター又は地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」はあくまでも新規の施設であり、区内近隣の地域ケアプラザとの連携が不可欠です。特にこれまで担当圏域として、高齢者支援だけでなく子育て支援、障害児者支援などさまざまな分野の支援活動を行ってきている「葛が谷地域ケアプラザ」との連携は必須です。

まずは長年、葛が谷地域ケアプラザが築いてきた事業活動を理解することが第1歩です。場合によっては、認知症カフェや子育て支援などすでに対象者との関係性を築いている状況もあるかと思います。まったく新しいものではなく、葛が谷地域ケアプラザと連携し、共催等の形をとりつつ、さらに地域のニーズに即した活動に進化できるよう係わっていくことも“一つの選択肢”ではないかと考えます。

その為、葛が谷地域ケアプラザを含む都筑区内の地域ケアプラザや地区センターの活動を拝見させて頂き、そのうえで地域ケアプラザとして、“地区のニーズ”“地域課題”の分析を行い、地域にとって、「真に大切な事業活動」を開催できるよう取り組んで参ります。

地域活動を適切に行うためには区内の関係団体との連携が欠かせないため、新施設としての運営状況の報告及び施設運営上の問題解決に関わる事例検討等できるよう、区内の施設連絡会議および勉強会へ参加、区内の地区センター及び地域ケアプラザの事業見学等も積極的に行いながらより良い施設運営を進めてまいります。

近隣の地域ケアプラザや関連施設との連携強化策としてウェブを利用しインターネットで情報発信等を行い、より迅速な情報交換を可能とします。また、小規模活動団体及び個人に関しては SNS の利用も行い、より広く都田地域ケアプラザ・都田地区センターの情報発信・共有の為のネットワークの構築と充実を図ります。

施設においては WiFi スポットを設置し利用者がリモートによる会議、研修および懇談会等行えるように PC 貸し出しも含めた環境整備をいたします。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

昭和59年4月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、秀峰会は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてまいりました。一人ひとりの限りある生命を大切にすることで高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティー（おもてなし）を提供することが、秀峰会の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

【秀峰会の理念】

秀峰会は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

1 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつくります。すべての方々のお一人おひとりがご自身の人生の主演となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをいたします。

2 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。

秀峰会は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

3 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わるこのできないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。

人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動を続けます。

【活動テーマ】

天に星、地に花、人に愛

これは明治時代の文芸評論家である高山樗牛の言葉「天にありては星、地にありては花、人ありては愛、これ美しきもの最たらずや」からの引用で、私たちの世界の中にある美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現したものです。

秀峰会が設立された昭和 58 年当時、老人ホームは社会から暗いイメージを持たれがちでした。そのイメージを払拭し、明るいホームのイメージを創っていきたいと言う思いを込め、秀峰会はこの言葉を活動のテーマに掲げました。

現在、秀峰会は施設・在宅介護および医療の各分野において、約 3000 名の職員（登録ヘルパー含む）が日々働いています。その職員一人ひとりがこの美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現するため、自らのサービスの質の向上に努めています。

【シンボルマーク】

秀峰会のテーマである「人に愛」の、愛の象徴である「ハート」をモチーフとしています。

秀峰会が展開する様々な事業活動を愛でつなぐシンボルです。



【“デス・エデュケーション” という考え方】

現代社会は、身近に「死」を実感しない社会になったといわれています。日本においては死の概念が希薄となり、死を得体の知れないものと考え、漠然とした恐怖から、死そのものを否定する傾向が生まれていると考えられます。そして、それは現代の介護現場においても同様の現象が見られます。

しかし、死の否定は暗に老いを否定することにも繋がると秀峰会は考えます。この為、誰も避けて通ることできない死と言うものを根底から見つめ直す「デス・エデュケーション（Death Education 死の準備教育）」という考え方を大切にしています。

この「デス・エデュケーション」は 1960 年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982 年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、秀峰会では実践を重ねてきました。

デーケン教授は、「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。秀峰会は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」、「語り部」、「CAPP（アニマルセラピー）」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践しています。

老いを否定し、ネガティブにとらえることは、高齢者が主体性のない被保護者として扱われる結果を招きます。死という人生の最後にして最大のイベントを前に、それを迎えるご利用者の日々の生活が充実したものとなるようできる限りのサポートをすることこそ、秀峰会が死と向き合う基本姿勢です。

地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。



アルフォンス・デーケン氏と
ご入居者

【“羅針盤”】

“羅針盤”というのは、秀峰会の基本コンセプトをまとめたカードです。名刺サイズに折りたんで携帯できる形になっており、朝礼やイベントの際に用いられ、職員が秀峰会のコンセプトを再認識し、共有するためのツールです。

羅針盤には上記の理念・テーマの他、以下の行動指針等を掲げています。

思いやりのこもったマナーで最高のサービスを提供します

1 あたたかい心のこもったご挨拶で対応いたします。

- ・明るい笑顔で自ら先に挨拶をします。
- ・ご利用者をお名前（姓）でお呼びします。
- ・立ち止まり、目を見て、声をはっきりと。

2 好感のもたれる身だしなみと態度で接します。

- ・清潔な服装を心がけます。
- ・背筋を伸ばした美しい立姿をします。
- ・明るく親しみやすい態度で接します。

3 正しい言葉づかいをします。

- ・敬語を正しく使います。

4 誠実な態度で電話対応をします。

- ・明るく、ゆっくり、はっきりと、笑顔で。
- ・呼び出し音は2回、保留は20秒を限度とします。



【ヒューマンケアネットワークと地域包括ケア】

秀峰会「羅針盤」

ヒューマンケアネットワーク（以下、「HCNW」といいます。）とは、秀峰会の事業コンセプトを形作る土台となる考え方です。以下に挙げる4つの項目を基本としています。

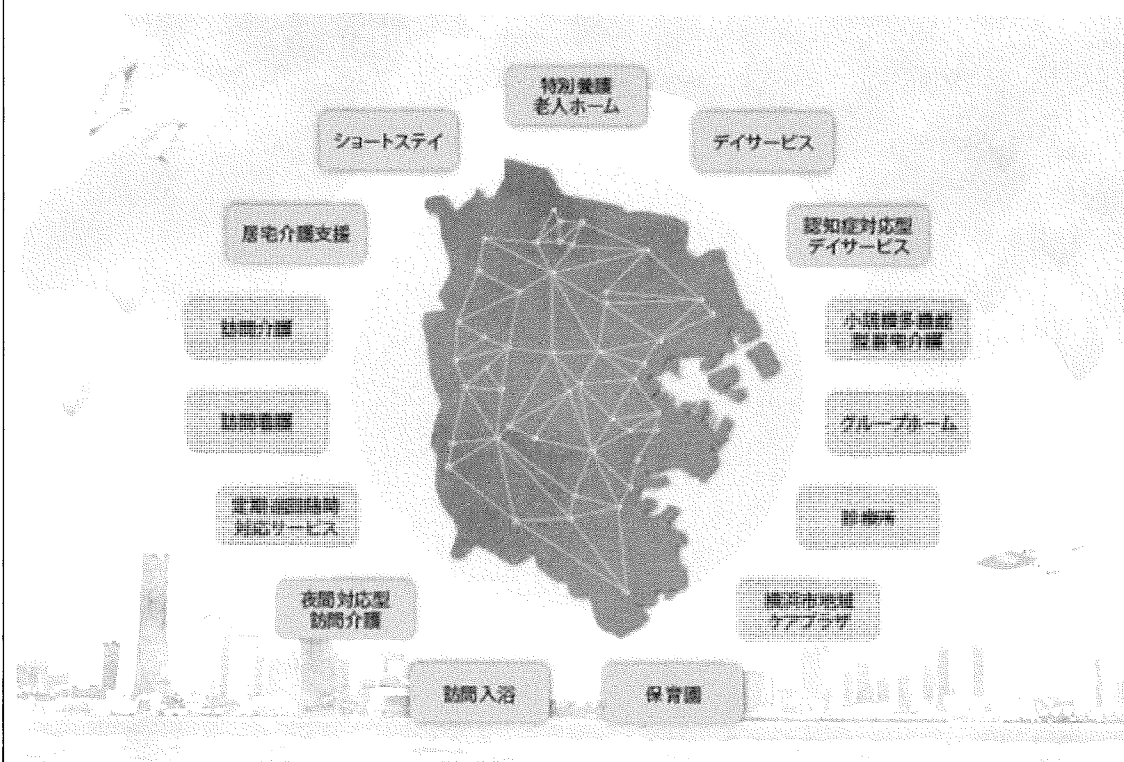
- ① 24時間、365日サービスを提供する仕組みを作る。
- ② 横浜市内全域・近隣地域でサービスを提供できるよう、拠点を展開する。
- ③ 単体ではなく、様々なサービスの組み合わせでご利用者の生活全体をサポートする。
- ④ 重篤な方、サービス提供が困難な方にこそサービスを提供する。

このHCNWは先に述べた法人理念を法人全体の事業活動推進体系として事業を遂行して行く仕組みです。HCNWは約157の指定事業所（令和2年3月時点）を配置することで構成されており、法人本部が全体を統括しています。各々の事業所は人事、資金、情報、教育等あらゆる活動面で連携連動しています。

一方、介護保険制度の中では平成24年度より「地域包括ケア」という概念を打ち出しました。これは地域密着型サービスの拡充、人々の生活をより包括的に守るケア、介護と医療の連携等のテーマを掲げているものですが、この地域包括ケアとHCNWは、その方向性が合致します。

現在、秀峰会ではHCNWに基づき、介護保険サービスのほか、障害福祉サービス、医療サービス（診療所3か所）、保育サービス（保育所4か所）と様々な事業に取り組んでいます。特に

ケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護を一か所にまとめた「三位一体型」事業所は秀峰会の在宅サービスを象徴する事業形態となっています。



(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

- 予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしております。
- 法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。
- 財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。
- また毎年、次の通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております。

【平成 24 年度～令和元年度の新設事業所】

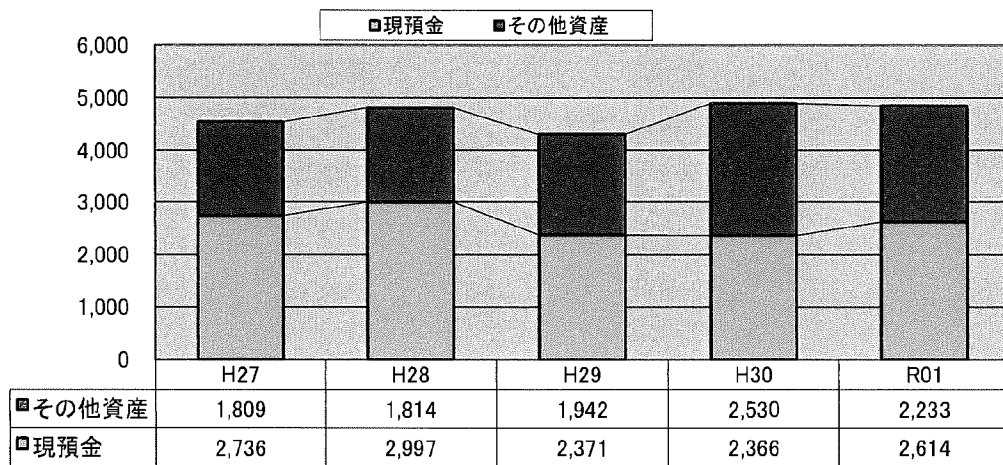
平成 24 年度

- 希望の大地 (居宅介護支援・訪問介護・訪問看護) 、
- つくし保育園東戸塚
- 楠の人樹 (居宅介護支援・訪問介護・訪問看護)
- 横浜市笹野台地域ケアプラザ
- 花の生活館・銀の舞・磯風の謡・桜樹の森・豊稔の大地

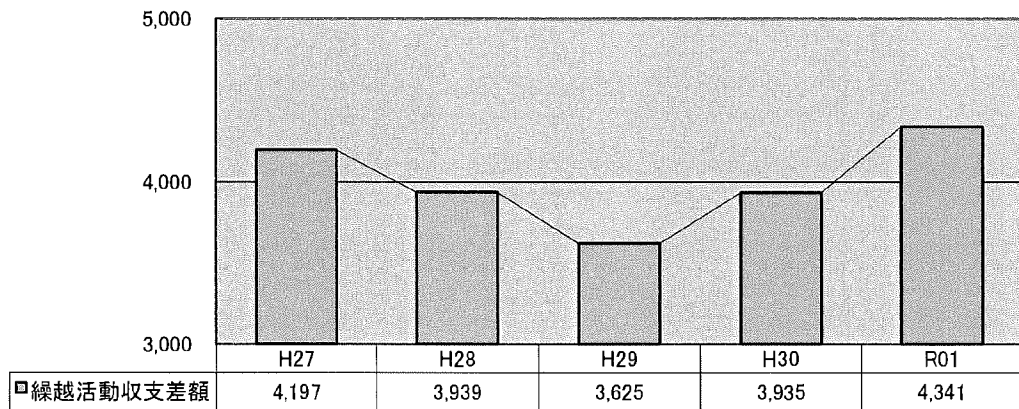
	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護) ○りんどう・すいせん(小規模多機能型居宅介護) ○さくら苑(訪問看護) ○銀の舞(訪問介護)
平成 25 年度	○うの花(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園センター南 ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)
平成 26 年度	○横浜市白根地域ケアプラザ ○横浜市馬場地域ケアプラザ ○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護) ○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地 (夜間対応型訪問介護) ○銀杏の大樹・銀鈴の詩 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) ○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)
平成 27 年度	○若草の丘(認知症対応型共同生活介護) ○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園上大岡
平成 28 年度	○ナース 24 港北(訪問看護)
平成 29 年度	○われもこう(小規模多機能型居宅介護) ○つくし保育園 戸塚
平成 30 年度	○椿の大樹(居宅介護支援・訪問看護) ○瑞穂の大地(認知症対応型通所介護) ○横浜市二俣川地域ケアプラザ ○相談支援センター銀の舞(計画相談支援)
令和元年度	○特別養護老人ホーム 高津山桜の森 ○みずほクリニック緑園都市 ○相談支援センター銀の舞(障害児相談支援) ○高津山桜の森介護保険センター(居宅介護支援) ○山桜の森ショートステイセンター(短期入所生活介護) ○翡翠の舞(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

○市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次のグラフを参照)。

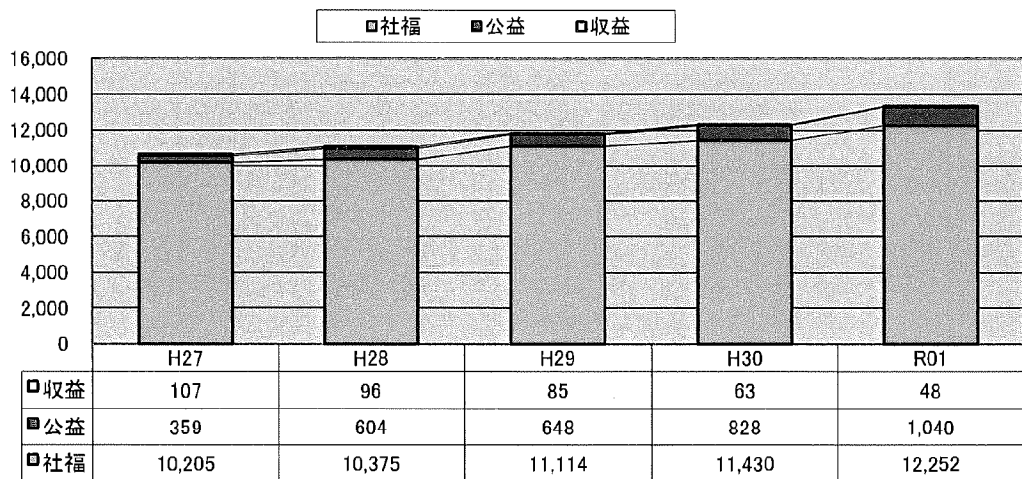
直近5年間の流動資産推移



直近5年間の繰越活動収支差額



直近5年間の収入推移



3 職員配置及び育成

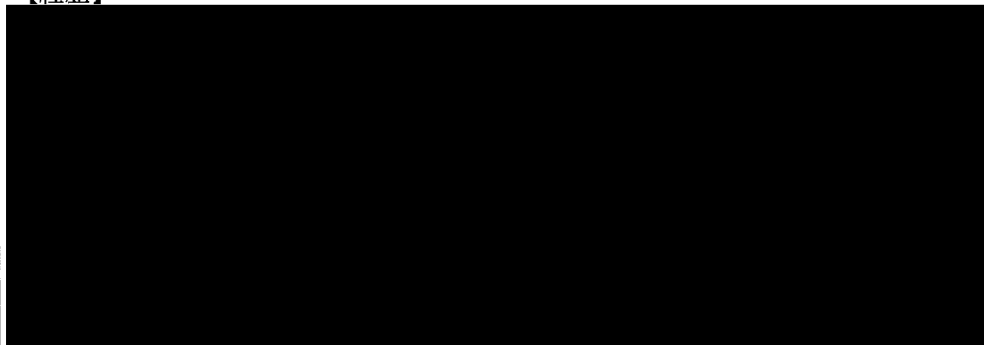
(1) 施設長並びに各施設における職員の確保及び配置について

ア 施設長

地区センター及び地域ケアプラザを一体的に運営していく上で、どのような経験や資格を有した施設長を配置するのかについてその考えを記載してください。

所長予定者である [] の経歴の概要は下記の通りです。

【経歴】



地域ケアプラザの運営においては連合町内会、地区社協、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等との連携を常に重視し意向要望を把握しながら地域福祉活動を進め、地域福祉保健計画に沿った活動を通して行政との協働の中で地域特性を把握し、地域要望に則した地域福祉で「地域のだれもが安心して安全にくらせるまちづくり」に貢献しています。

過去どこの地域ケアプラザにおいても地域との絆を重視し良好な関係を築き所長としての役割を果たし地域の皆様はもちろん管轄の区からも高く評価されてきました。

経験と功績が認められ「横浜市社会福祉協議会主催・横浜市健康福祉局監修の地域ケアプラザ新任所長研修」では講師も務め、法人の枠を超えて地域ケアプラザの発展のための指導に当たり、研修の参加者からもその指導内容に賛同と好評を得ています。

新規立ち上げの地区センター及び地域ケアプラザの運営は業務が軌道に乗るまでの労力は並大抵のものではないことを十分踏まえ、地区センター及び地域ケアプラザ所長としての今までの経験を最大限に活かし、地域の皆様との関係及び地域福祉活動団体との連携を重視しながら指定管理者としての役割をしっかりと果たす実力を有し、現職における経験・功績も併せて鑑み適任であると考えます。

イ 地区センター

地区センターを運営する職員の人員体制（雇用種別、人数など）と勤務体制（勤務時間、休日設定など）を具体的に記述してください。また、この組織体制が、地区センターの管理運営を行っていく上で優れている点を示してください。

上記組織体制における各職員の業務種別について、業務内容（所掌事務）、必要な職能（資格、技能、経験値）、採用の条件（経験値、資格、経歴など）などの概要を具体的に記載してください。

1. 組織・人員体制

館長 1名 正規職員 休日週2日

業務：管理運営責任者、地区センター運営委員会メンバー、職員人事管理、等

資格等：防火管理者、衛生管理者、マネジメント経験者、サービス業務経験者

副館長 2名 正規職員 休日週2日

業務：館長管理運営業務補佐、出納業務、勤怠管理、人事管理自主事業企画、等

資格等：パソコン操作に精通している、事業企画等経験者、経理出納業務経験者、等

スタッフ A班 午前 2名 午後 2名 夜間 2名 勤務シフト制

スタッフ B班 午前 2名 午後 2名 夜間 2名 勤務シフト制

業務：カウンター対応、施設利用の受付、施設利用に関係する点検業務、等

資格：パソコン入力経験者

法人本部 人財部（人事）、 経営管理部（経理）、 総務部（管理）、 教育部（研修等）

人財部（人事） 人事関連業務全般及び労務管理 等

経営管理部（経理） 経理業務、物品管理 等

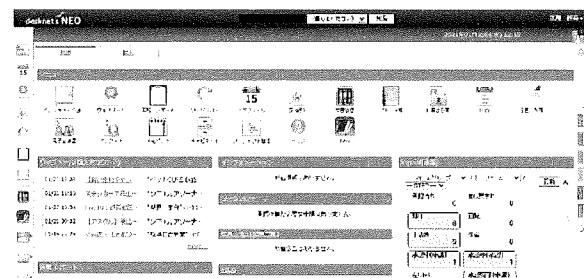
総務部（管理） 総合的運営管理、保険、防災、事故対応 等

教育部（研修等） 職員教育関連全般、研修実施、新人職員教育 等

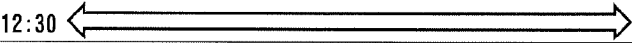
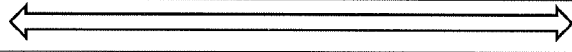
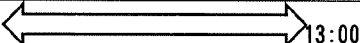
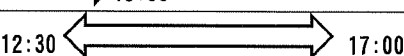
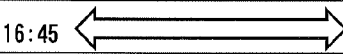
都田地区センターでは現場と法人の連携重視の運営を行い、経理から人事管理まで全ての業務を現場と本部で責任分担し役割を分け確実な管理体制のもと安全で事故の無い安定運営を行い、定期的に内部監査も行い安全で健全な運営がなされるよう管理します。

2. 勤務体制

館長と副館長（2名）は早番、遅番の勤務体制とし館長もしくは副館長が常時在席します。スタッフは一日3交代制とし、業務連絡及び申し送りに関しては、既に全法人内で運用している社内情報共有ツール（グループウェア）を活用することで綿密かつタイムリーな情報共有と報告、連絡、相談がスムーズに出来ます。またスタッフの入れ替わり時の30分間を引継ぎ時間とすることで対面による意見交換や伝達の機会も確保しています。



社内情報共有ツール グループウェア

	人数	8:30 8:40	13:00	17:00	21:00
館長	1				
副館長	1				
副館長	1				
午前スタッフ	2				
午後スタッフ	2				
夜間スタッフ	2				

ウ 地域ケアプラザ

地域ケアプラザを運営していく上で、職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

【職員の適正配置】

1 地域活動交流及び地域包括支援センターに係る職員の確保、配置

地域活動交流及び地域包括支援センターの職員は、地域に密着した身近なポジションで地域福祉の向上を担うため、積極的に課題にチャレンジしていく志を持った職員の確保が望めます。また、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターは、地域の方々の様々な福祉保健活動をコーディネートする役割があり、地域包括支援センターにおいては、地域の方々の様々な相談に的確に対応する役割があるので、それぞれに専門的な知識及び対人対応能力等が備わっていることも必要です。

特に、地域包括支援センターは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師（経験のある看護師）3職種3人体制で、総合相談・支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業等の事業を進めながら、圏域内で発生する支援困難ケースを抱え、これらの支援、課題解決に日々取り組みます。このため、地域包括支援センターの職員には知識・能力の他、心身ともに健康で強い忍耐力が求められます。

このような状況を踏まえ、秀峰会では法人全体の有資格者（ケアマネジャー402人、主任ケアマネジャー99人、看護師（正・准）351人、社会福祉士87人。令和2年3月末現在）から、その任務にふさわしい人材を選抜し当法人が指定管理を受け賜っている7地域ケアプラザに配置しています。都田地域ケアプラザの職員配置に当たっても、このような考えに基づき必要な人員を確保し、適正配置をしてまいります。具体的には、法人職員の異動と新しい人材の採用を組み合わせ、秀峰会の理念・方向性をしっかり受け継ぎつつ、区の運営方針、地域福祉計画に沿った事業運営ができる職員組織を構築します。

2 居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置

居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置については、職員がケアプラザとは地域福祉の拠点施設であることを認識すると共に個々の利用者の最大限の満足度を目指す意識と行動が必要です。このため、教育を受けた人材の定期的な採用を柱と考え対応してまいります。

特に事業所を一元管理すべき管理者については、法人内で研修を受け適任と認められた人材を軸に選考し、決定する予定です。この対策として、法人内ケアマネジャー有資格者 402 人（うち主任ケアマネジャー 99 人）より最適任者を選抜する事が出来ます。

(2) 育成・研修について

地区センター及び地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

秀峰会では職員の定着と ES（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

①職員教育

i) 職場における教育

前述にあります HCNW の考えの元、秀峰会の事業所はある一つのサービスが単独で運営される事は極めて稀であり、通常は、異業種が一つの建物内に併設される複合事業の形態を採用しています。これは、各サービスの垣根を越えた顔の見える関係を作ると共に、異なるサービスの専門職同士で容易に事例検討等が可能な環境を提供する事も意図しています。そして、この検討の場は、多様な専門職が多角的視点により様々な知識・ノウハウを駆使して議論を行う場である為、職員相互に新たな気付きを与える教育ツールでもあります。このように、秀峰会においては、複合事業という職場環境そのものが教育の場として機能しているのが特長です。

ii) 改善に係る発表の機会の提供

秀峰会においては、年に 1 回、職場における課題の改善に係る発表の場として、「研究改善発表大会」を開催しておりました。これは、PDCA サイクルに則り行われる日常的な改善活動について法人全体に向けて発表する事により、その事業所だけの財産にするのではなく法人全体の財産とする事を目的としています。そして、平成 29 年度より、サービス単位での発表を軸としていた本大会は、各地域全体での改善活動を公表する為の「地域包括ケア発表大会」へと昇華し、職員が地域課題をどう分析し改善に導くのかという点に重きを置きました。変化していく地域課題に向き合い、乗り越えていく原動力となると考えております。



発表大会の様子

iii)「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

秀峰会では、毎日の朝礼にて前述の「羅針盤」の読み合わせを行っております。多忙な日々を送る職員は、ともすると、法人としての支援に係る理念を失念し、主観的な支援方針に基づいてサービス提供してしまう可能性はゼロではございません。そのため、法人としての基本コンセプトをまとめた「羅針盤」を読み合わせる事により、客観的に定められた方針を念頭に活動できるような体制づくりをしています。

② 人事考課の実施

毎年度初めにおこなわれる出航の誓い（新年度開始における決意表明の会議）で事業所の方針、目標が表明され、これに基づき職員が個人目標を設定します。半期後に目標に対する振返りとして人事考課票を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたことできなかった事を確認しながら、今後伸ばしていくこと等について助言や指導を行い、次期につなげています。この繰り返しを通じて職員の育成を図っています。

③ 研修の実施

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画作成し研修を実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてはそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています。

【教育部を中心に実施している主な職員研修】

○中途採用者研修（1回／月を標準に適宜開催）

⇒法人理念・歴史、対人援助職の基本的考え方を共有する。

○監督職研修（4回／年）

⇒係長、主任級の指導者層を対象とした研修。指導監督技法や組織運営に関する研修を行う。

・主な内容 リスクマネジメント、メンバーシップ（リーダーシップ養成）、コーチング、PDCAサイクル

○新任管理職研修

（3回/年程度を標準に適宜開催）

⇒新たに管理者に就任した職員を対象に、事業所運営に係る研修を行う。

・主な内容 個人情報保護、食中毒防止、感染症発生・まん延防止、認知症と認知症ケア、接遇マナー、権利擁護、消費者被害、成年後見制度、ボランティア育成、虐待防止、コンプライアンス、苦情解決など。

○管理職研修（4回／年）

⇒管理職としての能力向上を目的に研修を行う。

・主な内容としては、リーダーシップ、コーチング、職場活性化、サービスマネジメントを行っています。

また、地域活動交流職員についてはコーディネート能力、地域包括支援センター職員については多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市役所、区役所



管理職研修

が主催する研修には必ず参加、市・区社会福祉協議会等主催の研修に可能な限り参加し専門性を養っています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

横浜市の貴重な財産である「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ（以下、施設）」を預かる指定管理者として、利用者が施設を快適・安全に利用していただくとともに施設や設備の価値をできるかぎり維持できるよう、計画的かつ誠実に管理してまいります。

当法人が“羅針盤”（2（1）「法人の理念・基本方針・業務実績等について」参照）に掲げる秀峰会の5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1U（美しい）運動を通じて、職員一人ひとりが施設管理への意識を高めていくとともに、利用者の視点に立った設備の安全、快適な環境、性能性及び快適性に配慮しながら、きめ細かいメンテナンス対策を進めます。

【施設の維持保全】

施設（建築物、建築設備及び建築物の付帯設備）の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために、「維持保全の手引き」、「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検、運転・監視及び保守を実施し、施設の状態を正しく把握するとともに、適切な維持管理保全を行います。維持保全業務の遂行に当たっては、次の事項を踏まえ、施設利用者の利便性・快適性の確保に努めることを基本とします。

- ① 関係法令を遵守します。
- ② 施設を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害の未然防止に努めます。
- ③ 施設の機能及び性能等を保つようにします。
- ④ 合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ⑤ 劣化等による危険・障害等の点検を行い、早期発見に努めます。
- ⑥ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

日常点検として、「施設管理者点検マニュアル」に沿って確実に行います。定期点検については、専門業者に委託して実施する予定ですが、点検結果等については、市の関係部局や都筑区役所に必要に応じて報告するとともに、年間計画を作成し、点検基準に基づき管理します。

設備管理は、適正運転がなされるよう、専門業者に委託し、各種点検・検査や測定・記録を行うとともに、安全上、防災上、衛生上の設備基準等の法令に基づいた管理を徹底します。また、運転等に当たっては、無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めます。

施設の修繕については、小修繕を適切に実施し、大規模修繕等については、設置者の市と協議して対応を図ってまいります。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ（以下、施設）」内のリーダー会議で、事故防止、感染症対策、労働安全衛生等をテーマに対策を検討し、各部署会議で対策の徹底を図ります。また、過去に発生した事故やヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し、必要に応じて改善するとともに、職員研修を実施し、事故防止策を徹底します。毎月、区役所経由でご連絡いただける以下の情報についても会議で共有し、常に事故防止の意識付けを継続していきます。

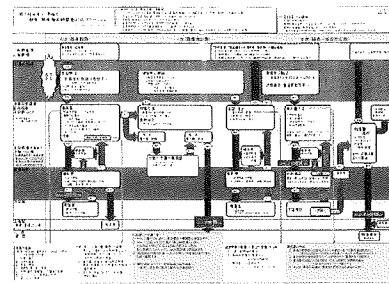
- ・【記者発表資料】事務処理ミス等の状況について
- ・地域ケアプラザ等において発生した事故等の状況について（通知）

施設の貸館利用者に災害時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物、危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等を、チェックリストにして点検を利用者に周知するとともに、職員もチェックリストを用いて日常的に巡視点検を行い事故発生防止に取り組めます。

【急病時及び事故発生時の緊急対応】

急病時及び事件事故発生時における緊急の対応については、全職員が利用者の安全確保を第一として対応します。遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて対応します。マニュアルには、事前、発生時、事後、それぞれに職員がとるべき行動や関係機関への連絡等を記載し、活用します。急病時の対応等、産業医や看護師からの研修で習得し、AED訓練においては、年1回、都筑消防署仲町台消防出張所長の協力を得てご指導を仰ぎます。

また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡系統を確保するとともに任意での職員家族への連絡体制も確保します。



事故・事件発生時緊急対応フロー

【防犯対策】

施設も都田地区で行われている地域防犯の取り組みに参加し施設の安全はもちろん、安心で安全な地域づくりに貢献します。日々の業務の中では開館前、開館時間内、閉館前に職員による施設回りの見回りを行い、未然に危険察知できるよう努め、不審者や危険物等に注意し、施設を含む周辺地域の安全確認を行います。無人時の施設管理においては警備会社と連携し遠隔機械警備にて安全管理を行い防犯に努めます。ヒヤリハットなどの取り組みを積極

的に行うことで、未然の事故防止に努めます。また法人内他事業所で発生する事故事例を共有することで、具体的な事故防止の意識を高めていきます。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

【発災に備えた事前準備】

事故発生後の対応については遅滞なく行政への報告をすることはもちろん、対応フロー、連絡体制、報告・判断基準も明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いています。

また、職員間の連絡網を完備し、遅滞ない指示連絡系統を確保するとともに任意での職員家族への連絡体制も同様に行います。市内全域で活動を展開する法人の特色を生かし、法人職員が所属事業所に関わらず、横断的に住居近隣の事業所に参集することにより、必ずしも交通機関に頼らずとも一定数の職員参集が可能な体制づくりをしています。

【福祉避難場所】

横浜市の標準マニュアルをもとに「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」でも設置マニュアルを定めます。開設が必要になった際には、区に設置される防災本部と連携し適切に開設・運営できるよう、このマニュアルを職員間で情報共有しています。

また、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が実施している「福祉避難所情報共有システム」を活用した避難訓練を行い、発災時にも行政との遅滞ない情報共有と連携によって福祉避難所としての適切な対応を行います。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

特に、台風等による特別警報の発令や、それに伴う鶴見川の氾濫の危険性が高まった場合について、施設運営の考え方について詳しく記載してください。

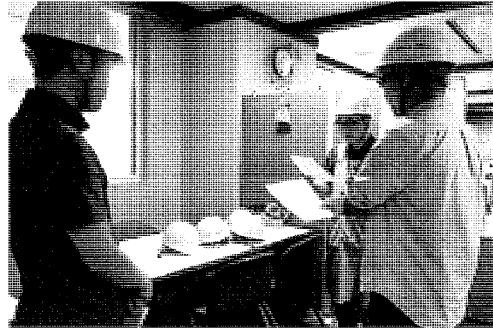
なお、平成 29 年度及び 30 年度の建設懇談会において、発災時の避難場所として活用させて欲しいとの地域要望が出ています。

【地震対策】

東日本大震災を受け、当法人では、今後想定されている横浜市直下型地震等に備え地震対策を見直し「当法人 地震防災対策（方針）」を策定しました。施設の安全対策、飲料水・非常用食料等の備蓄、職員参集・活動計画・防災訓練、関係機関及び入所（利用）者家族との連絡体制、地域との応援連携と施設内活動要領の作成などについて定めるとともに、各施設に

において次の対策を実施しました。「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」においても、同様な対策を行います。

- ・備品／家具類の転倒防止、落下物対策
- ・飲料水、非常用食料等の備蓄
(福祉避難所応急備蓄物資に追加して、職員全員分の1日分の飲料水、食料を備蓄)
- ・地震対策マニュアル作成(訪問系と施設系の事業の違いに沿う、職場ごとのもの)
- ・発災時の対応としては、法人内全事業所で地震災害時参集訓練を実施しており、法人職員が指定された自宅より最寄りの事業所・施設に参集し、午前6時に震度6の地震が発生した事を想定して、非常時のとるべき行動について確認し訓練を行い、災害伝言ダイヤルに加え、ツイッター(140文字以内の短文「ツイート」)の投稿を共有するインターネット上の情報サービスを活用し、災害対策本部の指示確認、被害状況報告を行います。



参集訓練

- ・年2回の総合消防訓練を実施し、常日頃から発災時の対応確認を実施していきます。当法人が運営する地域ケアプラザでは、令和元年度は管轄の横浜市消防署の協力をいただき「AEDの使用訓練」と「併設の横浜市営住宅住民の方や、デイサービスご利用者参加の合同消防総合訓練」「地震時を想定した避難訓練」「水被害を想定した避難訓練」を実施しています。「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」でもこのノウハウを活用してまいります。
- ・地域防災拠点の防災訓練に参加し、地域の方々とも連携を図ってまいります。訓練に参加する事で、地域防災に関する職員の意識向上も図ります。

なお、当法人では、東日本大震災(平成23年)、熊本地震(平成28年)に伴う災害に対し、その被害が甚大である事から、当法人及び当法人職員は、被災地の早期復興の一助となるべく「被災地災害支援活動」を行ってきました。現地の状況についてはニュース等のメディア情報にて接する事がありましたが、現地の方々から直接お話を伺うと、その厳しさに胸を締めつけられる様な思いがありました。被災時には、被災地にある施設に対して、被災していない県外施設から介護職員の応援を受ける事により、被災地域の職員は地域の支援に集中して尽力できるよう災害時広域支援体制の整備に今後も努めていきたいと強く思っております。

【洪水浸水災害】

施設は、万一鶴見川が氾濫した際には住民の方々の避難場所となるべき立地にあります。特に一般の避難場所での滞在が困難な高齢者・障がい児者、児童等の避難場所としての役割を果たせるよう、日頃から都筑区役所とも連携しつつ、地域の方々の安心安全を確保するための体制作りを進めてまいります。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください

地域包括支援センターにおいては、横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱にて、職員の責務として「包括センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない」とされており、また、居宅介護支援事業者においては横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例において「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。」とされており、これらの遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考えています。

- ① 以上を前提として、次の点に留意しつつ対応致します。相談者の住所地、心身状況、世帯状況、経済状況、意向等を聞き取り、これらを踏まえつつ相談者にとってより利益となるであろう介護保険サービス事業者等を含めた社会資源、社会保障制度等を分かりやすく説明し、複数の選択肢を提示します。
- ② 選択肢の提示の際には、市発行の情報誌「ハートページ」を活用し、さらに各事業者パンフレットや公的機関による公開情報をくわえて、口頭だけでなく、書面（もしくは、タブレット端末における画面上）による視覚情報も交え可能な限り分かり易い説明を致します。利用者及び家族がご自身の希望に沿った事業所を選択するお手伝いをします。

利用者が自己決定にて選択したサービス提供事業者についても、利用者が望むサービスを受けられないと考えるときには、契約を解消し、新たなサービス提供事業者を選択可能である事を説明致します。

(5) 利用者のニーズ・要望への対応

利用者の意見及び要望等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ（以下、施設）」では、満足度の高いサービスを提供するため、来所者に対して笑顔で挨拶、そして日常的に声掛けを実施するなど、良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、深い信頼関係を築いていきます。常に地域の視点に立ち、来所者の声に耳を傾け、施設を取り巻く社会環境の変化を感じながら、利用者のニーズ把握に努め得た情報等は随時業務に反映させることでより良い運営を行います。

【利用者ニーズの把握】

1) 利用者ニーズの整理

個別ニーズ、地域共通ニーズ、団体・機関活動ニーズに整理して対応いたします。

2) 利用者ニーズの把握方法

① “待ち受け” のニーズ把握

地域交流貸館室の利用者、地域包括支援センターの総合相談窓口の利用等、施設に来所される

利用者から持ち込まれる利用者ニーズを把握していきます。

② “御用聞き” のニーズ把握

自治会町内会、民生委員・児童委員協議会、老人会クラブ等の会合への参加をご了解いただき、広報紙やチラシを配布して、事業等の広報とあわせて地域ニーズの把握を行います。また、都筑区役所地区担当や都筑区社協地区担当、近隣の関連施設からの地域情報収集を積極的に行います。

③ “アンテナ” のニーズ把握

文献、インターネット情報等を検索して都田地区の社会資源の成り立ち等を歴史的に振り返りながら地域活動の変遷、地域ニーズの変化を学び、現在のニーズ把握に繋げていきます。



3) 利用者ニーズによる課題の解決、改善

施設の運営協議会は議題を審議する場であると共に、地域ニーズや課題解決をすすめていくための話し合いの場でもあります。把握した課題を分析、分かりやすく提示して地域の話し合いのなかで解決していけるように支援してまいります。

【利用者の苦情対応】

ご利用者及び地域住民の方から苦情をいただいた場合、内容は市役所・区役所に書面をもって報告するとともに、真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢を職員一人ひとりに教育します。所長を苦情対応の総括責任者とし、各部門の管理者を苦情受付・解決責任者として、次の点に留意し心のこもった対応と速やかな解決を図ります。

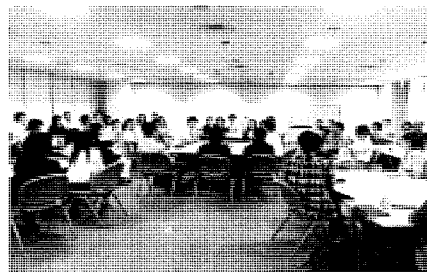
- 苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行なって対策を検討すると共に再発の防止策を徹底します。
- 秀峰会の設置している第三者委員会により、重要課題については連絡、相談をとり、適切な対応・解決に結びつけられるよう取り計らいます。
- 施設各室にもご意見箱を設置し、ご意見を自由に記入していただき、集まったご意見には誠意を持って対応していきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報の管理の方針】

「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」においては、施設利用の方々の多くの個人情報を保有することになります。このため、「個人情報の保護に関する法律」等の法令、厚労省のガイドライン、横浜市の「個人情報保護条例」を遵守します。また秀峰会の「個人情報保護に関する規程」に従って利用者の権利・利益を保護するために、個人情報の適切な取扱に関し必要な事項を「個人情報保護に関するマニュアル」に定め、職員に対し研修を実施します。



職員研修

（「個人情報保護に関するマニュアル」概要）

- ・「個人情報保護チェックリスト」を用いて、職員は年1回以上、セルフチェックを行う。
- ・個人情報を業務上必要な関係者以外には伝えない。
- ・個人情報を得るときは使用目的を明確に伝え、了解を得る。
- ・個人情報は業務上必要性がない者が閲覧等出来ないよう厳重に保管管理する（夜間等、不在時施錠、机上放置不可）。
- ・情報の伝達などに当たっては複数回のチェックを行ない、個人情報の漏れやFAXの誤送信等がないように留意する。
- ・不要の持ち出しを禁ず。

【職員研修等】

- 職員を採用した時には、「個人情報の保護に関する誓約書」を提出する。
- 採用時研修で個人情報の保護について、必須科目として習得する。配属後は、年1回以上職場研修を行う
- 他事業所等の個人情報の漏洩事例については、所属別会議（欠席者には事例回覧）等で周知するとともに注意を喚起する。
- 個人情報の保護に関する法律等の法改正に速やかに対応できるよう、所属別研修等で内容及び留意点を周知する。

【情報公開】

○市の指定管理料等によって運営されている施設の事業は、広く住民に状況が開示されることの重要性を理解し、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行います。

○広報誌（毎月１回発行予定）で施設の運営状況等を公開します。また、法人公式ホームページ等で施設事業の紹介などを行います。

○運営状況等の情報公開については、内容を充実させ、アクセスしやすいホームページを作ります。

○介護サービス情報の公表では、神奈川県指定機関による確認を経て開示します。

○施設窓口には、事業計画書、事業報告書、予算決算書、第三者評価書等をカウンターに常時備え付け、閲覧に供します。



ケアプラザホームページ

【人権尊重】

人権とは、性別、国籍、年齢を問わず、この世に生きるすべての人びとが生まれながらに持つ「人間らしく生きる権利」のことです。しかし、その権利は、科学技術の進歩や家族の在り方の変容等の社会状況の変化により、容易く失われる可能性があります。例えば、客観的に支援が必要であるにも関わらず、近所との関係が疎遠であったが為に社会の目に触れず発見が遅れた結果、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を送れない状態に陥ってしまった…、個人情報や誰にも知られたくない私的な情報がインターネット経由で流れてしまい、永久的に削除困難な状況となり、プライバシーが侵害される状態になってしまった…、など身近な事例として容易に例えられる程、人権が尊重されると言う事は脆いものです。

私たちは、個人情報だけでなく、プライバシーそのものを扱う事業であり、多大な責任とリスクを負っています。地域住民の方に損害を与えず、信頼され続けてもらう為にも、前項の個人情報保護の取組と一体的に、プライバシーの漏えい防止を徹底します。

また、都筑区役所をはじめとした行政だけでなく、民生委員・児童委員の皆様からの情報も定期会合や随時の相談により積極的に収集し、地域住民の方々の人権侵害に係る早期状況確認、速やかな関係機関への連絡、そして、対応実行に繋げます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ３Ｒ夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境問題は、地球の温暖化が地球規模となり、ますます増大する廃棄物は時間的空間的に広がる等、今や環境への配慮を欠いては、私たちの生活は成り立ちません。横浜市は ISO14001 に取組まれ、環境方針で理念及び基本方針が出されています。公の施設である地域ケアプラザもこれに基づき取組みますが、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践することが肝要です。

【環境への配慮について】

1) 横浜市のごみゼロ「ヨコハマ3R夢プラン」の理解と実践

横浜市のG30に続く「ヨコハマ3R夢プラン」の理解に努め、更なるごみの減量とリサイクルなどで発生するCO₂などの温室効果ガスの削減に努めます。



① リデュース (Reduce)

ごみのモトになる無駄づかいを減らします。出来るだけ物は購入しない。特に、OA機器の普及に伴ってコピー用紙などが増える傾向がありますので、購入量をチェックするなど、紙の使用量の削減を図ります。

購入する場合は、中古品、リサイクル品、グリーン購入適合品を必要な分だけ購入するようにします。購入したものは出来るだけ長く使います。

貸館業務では、ごみの発生抑制を会館利用者をお願いします。(例: 使い捨ての割り箸や容器は使わず備品の箸や容器を使う)

② リユース (Reuse)

物品を購入する場合は繰り返し使えるもの、不要紙の裏紙の利用、広告から屑かごに利用等、小さなことでも徹底した取り組みによって、職員にゴミの減量化を意識づけます。法人では各事業所で不要になった什器、備品などについては、法人独自のリサイクルシステムを設置し、各事業所からのリサイクル品をリスト化し、必要な事業所で再利用を行います。

③ リサイクル (Recycle)

廃棄する場合、全職員が分別を徹底すると共に収集等に携わることで事業の意味を周知し、徹底します。

2) 電気・ガス等エネルギーの使用の削減

- ① 電気等エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。
- ② 空調設備の運転は、冷暖房の設定温度を夏季 28 度、冬季 20 度を目安に設定して省エネ運転を行います。服装等はクールビズ、ウォームビズで対応します。
- ③ 昼休みなどは使用していないOA機器の電源を切ります。
- ④ 不要な照明などはこまめに消灯する事を徹底します。
- ⑤ 館内掲示等で、施設ご利用者へ向けて省エネ呼びかけを励行します。

3) 建物内外の整備

- ① 5 S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1 U（美しい）運動を推進します。5 Sの取り組みによって、来訪者が気持ちよく活動できるようにします。
- ② 市民として、地域清掃に参加すると共に、ケアプラザ周辺の道路等の清掃を行います。

【市内中小企業優先発注について】

横浜市においては、横浜市中小企業振興基本条例において、「市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横浜市の発展に大きく寄与してきた。」「市内経済の持続可能な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援する事が不可欠である」との考えが示されています。こうした背景のある中小企業のさらなる発展に寄与するべく、市内、とりわけ「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」担当地区内にある中小企業に施設修繕や備品購入等の発注を優先的に行います。具体的には、横浜市ホームページなどから得られる市内業者一覧の中から、特にケアプラザ近隣にある事業所等をリスト化し、日常的な物品調達、役務委託等を依頼できるようにいたします。また法人の経理規程に基づき、一定条件下においては相見積もりを採る事で、不要な経費増額を抑制します。

【男女共同参画推進について】

横浜市においては、第4次横浜市男女共同参画行動計画にて「男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現」を目指しているとされており、私たちは当該行動計画の主旨に則り、性別によるあらゆる差別を排し、機会の平等を推進します。

具体的には、「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠する方向性をもって、職員は市の男女比目標を上回るよう採用、配置計画を進めます。秀峰会では看護師、ケアワーカー等を中心に多くの職員が出産・育児休業を取得することから、施設においても（職種にこだわらず）こうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援します。また育児、介護等の休業については男性も積極的に取得できるよう、人事管理を行う所長だけでなく法人本部の人財部（＝人事部）においても相談を受けつけています。

その他、下記の各点に取り組みます。

- ① 配属及び勤務時間、勤務日数において、育児、介護等の家庭の事情を考慮する。
- ② 男女別による画一的な業務指示を排し、個々の人間としての能力を見極めつつこれを行う。
- ③ 各種行政サービス、法人規則を活用し、就業困難な事由が発生しても、可能な限り継続就業できるよう配慮する。

【障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達について】

横浜市においては、「横浜市における障害者就労施設等からの優先調達方針」にて「本市におけ

る障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る」とされており、更に、「横浜市が障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資する」としています。

障害を持つ人とは、概論的に定義づけるならば、様々な理由から社会生活や日常生活を送るのに支障がある方という事になると思われませんが、そうではない健常者と言われる我々も、後天的に今日にでも障害を負う可能性があり、「障害者の自立」は、まさに未来の我々の人生にも大きく関与するものであります。障害者の方への自立支援に係る環境を整える事は、横浜市民全体の将来的な課題への予防的施策と捉え、私たちは障害者就労施設より積極的に物品調達を行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。特に立地等（高台・最寄り駅から遠い・駐車場台数不足等）を考慮した利用者への対応を記載してください。

【施設の稼働率目標】

地区センターの貸館に関しては、初年度から5年計画で20％レベルの上昇を予測します。5年以内に貸館の稼働率を50％以上にすることを目標に施設の活性化・利用者の増加の結果としての増収を目指します。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
稼働率	35%	40%	45%	50%	55%
利用料金(概算)	2,200千円	2,500千円	2,800千円	3,100千円	3,500千円

地域ケアプラザにおいてもボランティアルーム及び地域ケアルームで展開可能な自主事業の企画や地域福祉保健活動団体の施設利用を促します。

【稼働率向上のための対策】

○ 周知活動

貸館の少ない曜日や時間帯のご利用を地域の各活動団体やサークル等にお勧めし、出来るだけ空き時間のない貸館室の有効利用を進めます。また、地域に向けて活動の周知を行いたい団体や関係機関（子育て支援拠点など）の情報を提供していただき、サークル立上げ支援も含め、ニーズのある活動が活性化するよう努め活動場所を提供します。

○ 魅力ある自主事業を企画実施

魅力ある自主事業を企画実施することで、来館者の増加を目指します。さらに自立化を促して定期利用につなげるなど、利用率の向上を目指します。高齢化だけでなく若い世代も増加している地域の現状を踏まえ、世代間交流を図る事業も積極的に企画実施します。

○ 夜間や土・日曜日等の利用促進

夜間に参加しやすい方の利用促進に努めます。具体的には昼間就労している方々を対象とした企画などで、若い世代の健康増進の意識向上等にもつながるよう有益な情報を伝える取組みを進めます。土・日曜日や祝祭日でも利用できることを地域に様々な媒体を積極的に活用し、情報を提供します。

○ ホームページの充実

当法人 7 地域ケアプラザのホームページでは、施設の概要と催事の案内を中心にを行っています。都田地区センター及び都田地域ケアプラザにおいても、施設で活動している状況や利用者の声、ケアプラザからのお知らせ等魅力あるホームページの充実に努めます。

○ 広報誌の発行

魅力ある広報誌を毎月発行し、地区センター及びケアプラザの事業内容や各種講座、イベントなどを紹介しながら利用の促進を図ります。

【施設の周辺環境、立地特性への配慮について】

「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ（以下、「施設」といいます）」は、横浜環状線北西線トンネル上部の土地に建設予定となっております。鉄道の駅から離れている為、「市営バス 41 系統東方町のバス停」から徒歩での来館や、車での来館が多いと想定されます。その為、交通の便は、一つの大きな課題です。

あくまでも提案ではございますが、施設の開所前に、現在、地域で運行をしている「都田・池辺地区ボランティアバス」のルート追加を要望したいと考えます。

また、急な坂道である立地の特性上、ご高齢の方においては、来館される際に身体的な負担が生じてしまう可能性が考えられます。

そのため、地域ケアプラザとしては、地域包括支援センター職員はもとより、生活支援コーディネーター職員、地域活動交流コーディネーター職員らが施設においての開催だけでなく、出張参加など地域の事情に合わせた事業の開催を実施してまいります。

具体的には、都田連合町内会や都田地区社会福祉協議会へご相談させて頂き、地区の町内会館等にて、介護予防教室などの開催をすすめて参りたいと考えます。

さらに、来館する際に、「場所が分かりにくい」といったことが無いよう、どなたでもわかりやすい「施設マップ」を作成し、来館者の立場に立った配慮を徹底します。

また、昨今では、新型コロナウイルス感染の為、3密を避け、SNS や動画配信なども指定管理者として検討し、地域住民の方々が安心して利用できるよう感染防止に取り組んで参ります。

【駐車場台数不足への手立て】

現在のところ交通機関が市営バスだけに頼る状況で、ご利用者及び職員の交通手段を確保することが必須と考えられます。市営バスの運行本数も多いとは言えない状況でバイクや車両による来館者が多いと見込まれ、職員の通勤にも影響が予想されます。

解消の一環として施設周辺に法人経費で駐車場を確保し利用者サービス向上に努めるとともに職員の通勤手段確保をいたします。また、ケアプラザの保有車両も乗員数の多い車両を配置し来館が難しい乳幼児と保護者や高齢者等の送迎に使用します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

【考え方及び提供方法】

晩婚化や女性の就業率上昇に伴い、高齢介護と育児は切り離す事が出来ない生活課題であります。これに障害などの要素が加わる事も決して珍しくなく、この場合における主たる介助者の心身の負担は相当なものであります（当然、そのような介助者から支援を受ける被介助者も同様に負担を負う事になります）。さらに、そのような状況下において地域から孤立した状態に陥れば、その発見が遅れば遅れる程深刻な事態を招きかねないのが実情です。このような認識である事を前提に、次のような情報提供・またより良い情報提供が可能となるような取り組みを行います。

- ① 公的サービスは当然の事、諸問題を抱えた者同士を繋ぎピアカウンセリング（当事者同士が集まりお互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かち合い助言しあっていく）効果を期待できる家族会等のインフォーマルサービスの情報についても、行政等関係機関との連携により最新情報を取得しつつ速やかな情報更新を続けます。
- ② 民生委員、都筑区役所担当ケースワーカーとの間で問題を抱える地域住民に関する情報交換を定期的に行い、コンタクトを取るべき方達について把握し可能な限り早期の訪問を開始します。
- ③ 客観的に支援を必要とする状況だとしても、個々の世帯により異なる事情や長い年月を積み重ねて育まれた生活様式や人生観、価値観があることから、拒否や反発を招きやすい画一的な指導的対応は避け、共感的姿勢で接することで信頼関係の醸成を行いつつ、それぞれの事情に応じた解決策を示します。
- ④ 上記③と同時並行で、各関係機関と情報共有しつつ多角的な視点で検証する。これにより、より良い対応を常に追求し、独善的な対応とならないよう支援内容について客観性を担保する体制作りを進めます。
- ⑤ 一つの事例について区役所内の複数部署を横断するような複合的課題を持つ場合は、関係部

署間を仲介する役割を担います。

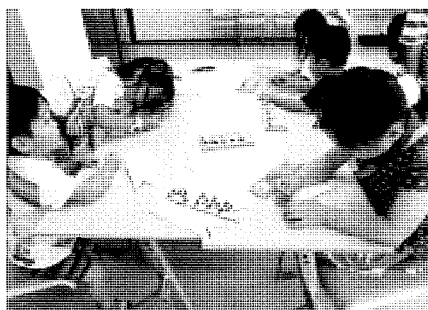
- ⑥ 介護・育児・障害のいずれか、又は複数の課題を抱える場合、これに付随して各種の虐待や貧困等の課題をも併存している可能性があるため、介護・育児・障害だけでなく、権利擁護や生活保護、消費者問題等にも可能な限り精通するべく、各職員への研修受講を計画します。
- ⑦ 上記①～⑥にある支援の積み重ねにより、地域に特徴的な課題の有無を分析し抽出することで地域課題を把握し、新たな支援モデルやサービスの開発の検討を実施します。

【地域ニーズの把握】

都田地区においては、仲町台駅周辺は商業施設が集まり、緑道、公園が整備されています。一方、大熊川から東天満宮周辺は自然豊かで四季折々の行事が盛んな地域です。ただし、地区内全域において勾配のある坂が多く、場所によってはバス停まで遠いなど、高齢者、障害者の移動が地域課題として挙げられるのではないかと考えます。このような中で北西線北西線関連企業の協力の下、都田地区、池辺地区にて発足した「都田・池辺地区ボランティアバス協議会」が発足され、現在のボランティアバスの運行に繋がっています。



保育園児と高齢者の交流



こどもの日 こいのぼり作り

また今後、都筑区全体としては高齢者の呼び寄せや、子育て世代の転入増が予想されています。したがって今後、高齢化率の上昇による高齢者支援だけでなく、子育て支援のニーズも高まってくるものと考えられます。

上記の観点から、「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」としての取り組みとして、世代間交流の機会提供、居場所の提供、各種行政サービス等の情報提供を合わせて行うべく、子供と高齢者の共同参加型自主事業（工作活動、食事会、昔遊び等のレクリエーション）を企画しつつ、子供に同行する若い世代の親に介護サービス、子育て支援サービスの情報を提供します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（他の市民利用施設等）との連携について

地区センター及び地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」は、公の施設の管理者として横浜市から指定されたものであり、横浜市基本構想、市、区、地区の地域福祉保健計画を実現するため施設の役割を踏まえ、関係機関の情報を把握し、連携して地域ニーズに即した管理運営を行う必要があると考えます。

【地区センターとの連携】

都田地域ケアプラザと都田地区センターが合築し同一指定管理者にて運営されます。

これは、市内初めての試みであり、同時に地域の大きな期待を担う地域ケアプラザであると考えます。その為、通常の地区センターとの合築施設より、さらに踏み込んだ連携が可能となると考えます。

それぞれの活動目的には多少の相違はあるものの、双方の事業の企画内容では共通の目的をもって行われる事業や双方の受け皿となる企画等、日々の情報交換と四半期ごとの情報共有会議を実施し運営及び事業展開において連携します。

地区センターでは運動や音楽、趣味活動など、多岐にわたるグループ活動や自主事業を行い、地域の方の活動の場となるよう運営し自主事業については、子どもから高齢者まで、様々な年齢層に合わせた事業を企画展開し、特に身体活動(運動系)に関する事業においては、比較的高め運動強度のものから軽度のものまで、参加する人が自身の運動能力に合わせた無理のないプログラムが選択できるよう構成します。

そういった地区センターの取り組みを、地域ケアプラザと一体的になった情報共有の場を設けて把握することで、認知症や疾患や障害、加齢による機能低下等で地区センターの活動に参加しにくくなった方でも通い続けられるプログラムを提供します。

そうすることにより地域の方にとってケアプラザと地区センターそれぞれの持つ機能を生かした一体的な支援が提供でき、障害があっても、年齢を重ねても気持ちよくいつ迄も通い続けることができる施設となることを目標に運営します。



エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関係機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【自治会町内会との連携】

「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ(以下、施設)」は地域の方々とともに自治会・町内会と協働し連携した取り組みが必須要件と考えています。

都田連合町内会は11の自治会町内会で構成されています。この連合町内会及びそれぞれの

自治会町内会に信頼され円滑な関係を築き、地域に起こる様々な課題を見出し解決策を一緒に考えて考えるなど、地域とともに歩んでいく地域ケアプラザを目指します。このためには、地域の会議や行事には積極的に参加させて頂きたいと考えます。

- ② 毎月行なわれる連合町内会定例会に参加させていただき、施設広報誌等を持参し、毎月の自主事業実施予定やその他講演会等のお知らせを地域へ回覧することや、掲示板へ掲示することをお願いしてまいります。また、各自治会町内会より地域からの相談・要望を伺い、施設運営に役立てていきます。
- ③ 四季折々の地域行事には必ず出席し、顔の見える関係作りや情報交換等に努めてまいります。
- ④ 施設の催しには近隣の都田連合町内会の役員の皆さまに広くご参加をお願いし、催しを盛り上げていただくと共に情報交換等を行い連携していきます。
- ⑤ 連合町内会とともに地域福祉保健地区計画推進に取り組みます。

【地区社会福祉協議会との連携】

地区社会福祉協議会は身近な福祉活動の担い手として活動し、「自分達の暮らしている地域の福祉課題は先ず自ら取り組み解決していこう」という理念から組織されています。特に地域ケアプラザと地区社会福祉協議会との密接な連携取り組みは、自治会町内会と同様、必須要件だと考えます。

【地区民生委員児童委員協議会（民児協）との連携】

民生委員は厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれの担当する区域内で地域住民の見守りや必要な支援を行うことで、地域福祉の推進を担います。また、行政機関の業務に対する協力も職務の一つとなっています。児童委員（民生委員が兼務）は地域の子どもの健全育成に関わる行事や児童相談所との連携、虐待通告の仲介、子どもとその親の相談援助を担っています。このように民生委員・児童委員は地域福祉の最前線の担い手ですので、密接に連携し取り組んでまいります。

- ① 日常的に情報を共有し、民生委員・児童委員の抱える諸課題に対しては地域包括支援センターが専門的な立場から支援します。また、困難ケース等については行政や関係機関につなげます。
- ② 災害時要援護者の見守りなどへの取り組みを支援します。
- ③ 連携した取り組みの他、民児協との意見交換会を年2回以上開催し、民生委員の役割の再認識と地域情報の共有化を図るとともに連携を深め、協働した取り組みを重ねます。

【保健活動推進委員との連携】

地域の皆様の健康作りを進めている保健活動推進委員と協働で健康チェック等の健康作り活動や子育て支援、高齢者支援などを行います。

【青少年指導員との連携】

青少年の健全育成のために青少年指導員と連携し、青少年を含めた子どもの居場所作り等での施設利用を進めます。また、青少年指導員の企画等に協力参加し、随時連携した青少年支援活動を行います。

【その他の地域活動団体との連携】

地域における全ての活動団体（老人クラブ、障害者施設、消費生活推進委員など）や近隣小中学校とも協働し、活動場所としての施設利用も含め可能な限り連携支援を行います。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

令和2年度都筑区運営方針”「つながり」「活力と魅力」「安心」を実感できるまち、ふるさと都筑～区民の皆様と一緒に築く、都筑区～

第3期都筑区地域福祉保健計画

基本理念：人と人との「であいささえあいわかちあい」

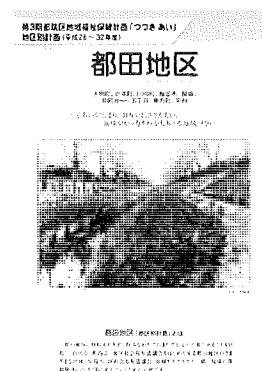
◇「都田地区のわたしたちが目指すまち」◇

目標1 「健康づくりをすすめよう」

目標2 「見守り・支えあいの取り組みを充実させよう」

目標3 「子どもを中心とした世代を超えたつながりづくり」

上記にあります都田地区において掲げられた大きなテーマとしては、「健康」「共感」「助け合い」がポイントとなっていると考えております。これを踏まえた本件に係る具体的取組については、次の通りとなります。



【地域活動交流】

- ① 子どもから高齢者、障害者まで全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりを支援する役割を担っています。
- ② 区及び地区の福祉保健計画の推進に区役所と都田地域ケアプラザが役割分担しながら、時に協働して対応します。また、行政関係部署並びに地域包括支援センター部門とも共同してネットワークを構築する事で地域課題の抽出を行い、その解決の為に様々な関係機関との連絡調整を行います。その中で「交流」「安全」に係る地域保健福祉計画で掲げられた目標の達成にもつなげます。
- ③ 健康づくりについては、区役所から受託した各種事業を都田地域ケアプラザで実施してい

ます。これらの事業では区役所と連携を図り対応いたします。

- ④ その他、都田地域ケアプラザには区役所からの情報を基に実施する事業があります。区役所と連携を深めます。

【地域包括支援センター】

- ① 地域包括支援センターは地域福祉保健の相談窓口です。地域の方々の相談には、都筑区福祉保健センターと連携した対応を要する事例が多々あります。特に様々な要因で支援が困難な事例については、都筑区福祉保健センター職員との定例カンファレンス等にて役割分担を明確にし対応します。
- ② 横浜市においても介護予防・日常生活支援総合事業として平成 28 年度より一般介護予防事業が展開されていますが、区役所と連携し、体力向上プログラムのほか脳力向上プログラムを実施します。
- ③ 地域交流部門の項目にもあります通り、行政関係部署及び地域交流部門と共同してネットワークを構築し、地域の諸課題に対応します。
- ④ 主任介護支援専門員が中心となり、都筑区福祉保健センターと連携して就労予定及び新任の介護支援専門員を支援していきます。高齢者虐待等については社会福祉士が区役所その他関係機関と連携して取組み対応します。

【生活支援コーディネーター】

- ① 平成 28 年度から地域ケアプラザに配置された第 2 層の生活支援コーディネーターは、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるために、多様な主体による高齢者の生活支援・介護予防の体制整備という明確な視点を持って地域づくりを支援する役割を担っています。
- ② 「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」の担当圏域内で、生活支援サービスに資する活動団体のデータを整理して独自の活動マップを、区役所の地域包括ケア推進担当係長、都筑区社会福祉協議会の第 1 層生活支援コーディネーター、区内の第 2 層生活支援コーディネーターと連携して作成していきます。

集約したデータを基にメンバーとの交流、活動内容の把握をすすめ、ケアプラザ圏域内の都筑区地域福祉保健計画に基づいた、生活支援サービスのネットワークづくりを支援します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

定期的に都筑区地域福祉保健計画の推進・取り組み状況等を共有し、都田地域ケアプラザとして区全体計画及び地区別計画の推進につながる事業展開を進めます。

都田地区地域福祉保健計画「都田地区のわたしたちが目指すまち」は、3つの目標「健康づくり」、「見守り、支えあい」、「子どもを中心とした世代を超えたつながりづくり」で構成されており、地区別支援チームの一員として各分野の担当職員を配置し、それぞれの職種が持つ専門性を活かしたサポートを行える体制を構築します。

支援チームとして得られた情報や地域ニーズに関しては各部門で共有し改善及び新規展開のための検討を行い、PDCA サイクルの中で複数回の修正等を加えより有効なサポートと活動の実施と問題解決を図ります。

(2) 地区センター運営事業

ア 施設の運営計画

(7) 設置理念を実現する運営内容

地区センターの設置理念に従い、地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるため、どのような運営を行うのか、具体的な取組を記載してください。

ア 設置理念を実現する運営内容

「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指す」とする法人の設置理念の実現のために地域における催し物等への協力と支援はもちろん、定期的に、地域の誰でもが参加できる催しを行い、地域の皆様との連携を築きます。

また、地域の様々な活動団体、NPO 法人、企業、施設等と協力体制を構築し共同事業等も企画します。

イ 利用促進策

【貸館情報の周知】

空き情報が閲覧できる台帳を窓口を設置し、登録団体による確認・予約が容易にできるようにしていきます。さらにこれを活用して利用される方々がそれぞれの活動予定を立てるための支援をします。

貸館の少ない曜日や時間帯のご利用を地域の各活動団体やサークル等におすすしめし、できるだけ空き時間のない貸館室の有効利用を進めます。

登録団体交流会で、「ご利用の手引き」、「ご利用のしおり」を配布し、地区センターの利用方法を分かりやすくお知らせします。

【魅力ある自主事業を企画実施】

魅力ある自主事業を企画実施し、来館者の増加を目指します。

年間30以上を目標として自主事業を企画し、更にサークル等の活動は定期利用を促し、利用率の向上を目指し、地域や利用者のニーズにあった魅力ある施設となるよう運営します。

【夜間や土・日曜日などの利用促進】

夜間の利用が少ない状況が予想されますが、地域の議会会合や昼間の就労者のサークル活動等の活動等夜間が利用しやすい活動団体に周知し利用促進に取り組みを進め、自主事業においても昼間就労している方々を対象とした企画を考案し実施します。

土・日や祝祭日には、小中学生等就学年齢層及びその保護者が参加しやすい魅力ある企画を実施して利用の拡大を図ります。

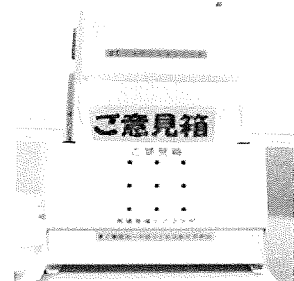
様々な媒体を積極的に活用し、利用される方々に情報を提供します。

活動団体支援策として、サークルの情報や参加者募集の情報を館内に掲示しサークル活動や団体が常に参加者を確保でき、活動が継続できるよう支援を行い、サークル等の新規の立ち上げにも連携し協力します。

ウ 利用者サービス向上の取組

苦情内容は記録として残し、関係者の会議で要因分析を行なって対策を検討すると共に再発の防止につとめ、改善を繰り返してより良い運営に生かします。

秀峰会の設置している第三者委員会により、重要課題については連絡、相談をとり適切な対応・解決に結びつけられるよう取り計らいます。地区センター各室にもご意見箱を設置し、ご意見を自由に記入していただき、集まったご意見には誠意を持って対応します。



ご意見箱

施設利用報告等により利用者ニーズを把握し、備品や物品の要望を収集し購入を検討します。子育て世代から高齢者まで各世代の利便性を的確にとらえた対応と施設設備の安全を重点施策に置き利用者満足度の向上を図ります。

(イ) 利用料金の設定について

利用料金設定について、各部屋、時間帯ごとの料金表と各料金設定の考え方を記述してください。

利用率、ニーズを反映させた料金とし、市内地区センターの料金と概ね同様に設定し、基本的に新規開館時の料金設定をできるだけ維持できるよう運営します。

施設備え付けの機材や各室にて使用する備品等に関しては常に使用可能で良好な状況を保ち、利用者のニーズに応えられるよう維持管理します。

各室の利用に関しては利用率等で常に状況を把握し、利用率の低い部屋に関しては新たな利用方法等を創意工夫し利用者に提案しながら利用促進を図ります。

料理室以外の貸室基本利用時間一コマは3時間としていますが各室とも状況等で延長希望があった場合は後の時間で利用がない場合は利用者サービス向上の目的で1時間単位での延長を可能としています。尚、3時間未満の空きが生じた場合は1時間単位の時間貸し料金で短時間貸しを行い、できるだけ空室状態の無いよう調整します。

部屋名	利用料金				
	延長 1時間	日祝 午後Ⅱ	1枠 3時間	2時間	1時間
	延長に適用	17時終了	通常予約枠	特例応談	当日空室時
料理室	270 円	540 円	810 円	540 円	270 円
工芸室	230 円	460 円	690 円	460 円	230 円
多目的室(大)	600 円	1,200 円	1,800 円	1,200 円	600 円
多目的室(中)	460 円	920 円	1,380 円	920 円	460 円
多目的室(小)	230 円	460 円	690 円	460 円	230 円

施設利用料金表

※調理室に関しては本来の調理目的でなく会議室としてミーティング等で利用することも可能としその場合の料金設定は調理設備と調理器具等の利用がないことから利用料金を減額し設定しています。

(イ) 利用者サービス向上の取組

施設運営における利用者サービス向上の取組（運営方法の改善、新たなサービスの実施など）について、提案があれば具体的に記載してください。

超高齢化社会と人口減少、少子化問題等、過去において経験したことのない社会状況を迎え人口減少等の様々な社会環境変化が予測される状況において、指定管理者として横浜市の方針と重点施策を踏まえ、行政指針に沿った地区センター管理運営を行います。

【子ども・子育て支援】

子育て関連事業の展開はもちろん、放課後児童の居場所づくりや子育て相談も含め子育て世代の親子の総合的支援を行います。

現代社会における子供たちの抱える問題や改善しなければならないことも含め、学校等の教育機関や関連機関と連携し問題解決のための活動を反映した自主事業等の実施で地域における子供、子育てへの支援を展開してまいります。

【健康づくり支援】

高齢者の健康寿命を延ばす目的の事業を都田地域ケアプラザと連携し展開します。

地域ケアプラザの介護予防事業等の専門的指導も得てより安全で効果的な高齢者健康増進のための支援を行います。地域包括支援センターと地域ケアプラザとで相互に協力し地域における各年齢層の健康問題等を把握し健康増進・維持管理のための自主事業を行います。また、介護予防事業においても受け皿となる地域のサークル活動等の事業展開への支援を行い地域における健康づくりが地域の力でできる環境づくりのお手伝いをします。

【地域環境整備・安心で安全なまちづくり】

地域における防災防犯活動に積極的に参加し平常時も災害時も地域の安心安全のために取り組みます。

環境への配慮も地域と連携して美化も含めた環境整備と周辺パトロール等を行い安心で安全な地域づくりに努め、環境に優しい運営を行い地域清掃に参加すると共に地区センター周辺の道路等の清掃を行い地域の美化にも取り組みます。

建物内外の整備は職員一人一人が法人内の美化活動「5 S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1 U（美しい）運動」を推進し来訪者が気持ちよく活動でき、また周辺地域に対しても同様の配慮で環境整備を行います。

イ 自主事業

自主事業計画の考え方、特徴、独自性、実現性等について説明してください。指定管理者公募要項の横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザ関連資料 3 (1) ア(ウ) 地区センター条例第 2 条第 2 項に基づき行う施設の自主事業の計画、実施に関すること（38 頁から 39 頁まで）に記載の目的を達成するため、地域住民の自主的活動や相互交流を促し、新たな地域コミュニティやグループの形成につながる具体的な取組を記載してください。

・自主事業計画の基本的な考え方

法人の理念である「連帯の輪を無限に広げていく」地域社会との交流を通じてあらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指す」の通り地域のだれもが安心して安全に利用できる施設となることを前提に様々な企画に取り組みます。

・自主事業企画の特長

地域の産業・企業等の連携を活かした企画を行います。地域における活発な産業と企業活動を把握し、連携のための働きかけを行い協力体制を構築することで、地区センターだけでなく地域一体の地域特性があり、地域全体が盛り上がる自主事業・イベントを企画実施することで地域の活性化と、つながりの強化を図ります。

・各種テーマに沿った事業の企画

地場野菜を使った合同事業

当法人が運営する城郷小机地域ケアプラザでは、合築施設であり別法人が運営する城郷小机地区センターと複数の事業を共催しています。毎年秋口に実施するフェスティバルについても合同開催する中で、地域活動団体にもご協力頂きながら小机地区の地場野菜を使った屋台を出店しています。トン汁や炊き込みごはんに小机野菜をふんだんに使用しました。



地区センター、地域ケアプラザ合同
フェスティバル

都田地区でもこのようなノウハウを生かして地区センターと地域ケアプラザが一体となって都筑野菜の普及や子ども達への食育につなげる事業を実施します。

趣味娯楽

コーラス、カラオケ、楽器演奏、料理教室、語学教室、手芸、ものづくり講座等の生きがいやりがいを持てる趣味や学習に関する事業を実施します。

学習講座等

リトミック、お話し教室、遊び方教室、幼児の脳育、子育て相談等の就園前の子育てに関連した相談や遊び方、子供の居場所づくり等をテーマに企画した事業を実施します。

子ども・子育て事業・子ども講座

小学生及び中高生を対象とした各年齢層に合わせた趣味や楽しみ、学習に関することを題材に子ども達の居場所としての役割及び学習指導も含めた事業を実施します。

世代間交流・ふれあい事業

音楽や教養に関わる教室や、各分野の趣味活動、カルチャー教室、季節の催事に合わせた茶話会や懇談会、お楽しみ会等の楽しみと交流の場としての企画と、地域の世代を超えた催し物等の計画立案に向けた事業を実施します。

高齢者事業

地域の高齢者対象の趣味の活動や高齢者の健康増進の活動等で具体的内容は体操教室、スポーツ教室、フラダンス、社交ダンス、手芸教室、絵画教室等の様々な分野に及ぶ高齢者に合わせた内容の事業で、一部の事業では地域ケアプラザ地域包括支援センターの専門性も取り入れ介護予防・認知症予防等の要素も含め企画します。

その他

利用者ニーズに応えた内容で随時対応し、新たなテーマも含めて事業展開します。

※全ての事業において、地区センターの各室施設の特性を活かし、地域の各世代の利用者が満足できる自主事業を行います。

(3) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

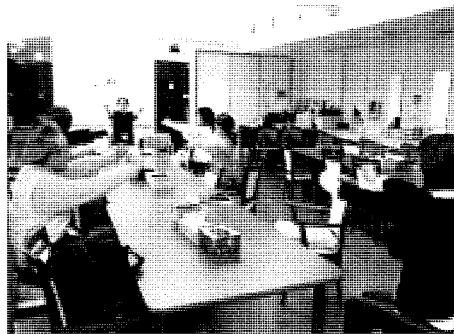
- 地域で展開する自主事業の計画は高齢者分野・子ども分野・障害者分野の3本柱基本とし、重点施策として、どの分野にも偏ることがないように、バランスを取りながら進めます。
- 自主事業の企画・計画に関しては地域活動交流コーディネーターが中心に取り組むこととなりますが、生活支援事業や地域包括支援センターとの関わりを持ち、一部門の事業ではなく各部門の専門職が持つ専門性を生かしたケアプラザとしての事業、質の高い事業を企画し展開します。
- 事業の企画する段階から、参加者主体の方向性を視野に入れ、自主化に向けて無理の無いように計画し、活動の中から指導的立場の担い手が育成されることを目指すとともに、事業の安定を図ります。
- 事業開始から自主化に至る間、参加者の減員が無いように開催ごとの満足度等の調査等でニーズの把握と企画の修正を加え、自立までの道筋をしっかりとつけながら活動できるよう支援します。

【高齢者分野への取り組み】

1) 地域ニーズの調査

現在地域において、どのような事業が行われているか等も含め、地域の方々が事業に何を期待しているか「地域ニーズ」の調査を行い、求められる方向性と内容を把握し企画に反映させます。

「都田地区連合町内会」、「都田地区社会福祉協議会」、「民生委員・児童委員」等、住民の方々との連携で、地域の方が気軽に安心して、参加できる集いや交流の場となる自主事業を企画実施し、地域行事に参加するきっかけづくりを行います。地域ニーズの情報収集や課題解決に取り組み、同時に支援の「居場所」を地域の皆様と共に創っていきます。



出前介護予防事業

2) 男性高齢者が参加しやすい事業への取り組み例

比較的参加者が少ない男性高齢者の集いの場の企画も利用者アンケート調査等を行い、興味や趣味等、ニーズに合わせた内容の事業が展開できるように努め、地域事業参加のきっかけづくりを行います。

当法人の川井地域ケアプラザにおいては、男性高齢者の集いの場として、「男の料理教室」という事業に取り組んでいます。地域の中で料理が得意な男性高齢者から始まったサロンになりますが、定年退職し



「男の料理教室」

た方をはじめ、多くの男性が参加するサロンとなっています。料理作りを新たなチャレンジの場としつつ、地域において仲間作りをして頂くことを目的としており、これまで料理の経験がなく、ほとんど作ったことがない方でも楽しんで参加されています。こちらはあくまでも例ですが、都田地区内においても、様々な活動が行われている地域の方々を積極的に講師にお迎えし、特技を活かしてご活躍頂く等、地域活動から担い手の発掘を進め、住民主体の事業展開が可能な環境づくりを進めます。

【子育て支援・子ども分野への取り組み】

- 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握・理解し、交流の場（子育てサロンなど）の提供、子育てに関する相談（近隣の認可保育所から保育士を招いての子育て相談）、子育てに関する情報を収集し、ホームページや広報誌等を通じて地域に情報を提供します。就園前か

ら高校生まで、子ども分野の企画は子育て中の親も対象に入れることで事業対象者の幅は広く、それぞれの立場に合わせた企画が必要となります。事業参加者への利用者アンケートの結果をそれぞれの対象別に集計し、対象が求めている内容の講座や事業を的確に行うよう取り組みます。

- 小学生向けには書道講座、工作教室、母の日企画、書初め教室等を実施していきながら成長に合わせた学習支援、親子ふれあい企画、子どもの居場所づくり等はそれぞれのニーズを確認しながら企画を進め事業の充実を図ります。
- 子育て支援として親同士の交流会等は都筑区子育て支援センター「Popola (ポポラ)」や、子育て関連団体等と連携し、企画を行います。また、地域内及び区内の子育て支援活動団体の活動を学び、より広く地域特性やニーズを把握し問題や新たな取り組みの必要性を探り、ニーズに応えた自主事業を行う事で問題解決にも役立てます。

- 子どもの遊び場及び居場所づくりとしての「こどもサロン」に関しては、開催毎に企画を検討し、遊びを通して楽しく、こども達の興味を引くよう創意工夫しながら実施します。昨今、人気の高い0歳～未就園児の親子の事業「ベビーリトミック」、「キッズリトミック」等の事業もその一つです。



キッズリトミック

- 各世代の事業を進める中で、地域の子育て世代の中から、今後の事業の担い手となりうる人材の発掘にも取り組みます。
- 法人内連携により当法人で運営している保育園から現役保育士を講師として招き、都田地区センター及び都田地域ケアプラザ職員を対象に講義を定期的実施し、精度の高い情報と技術を学びます。

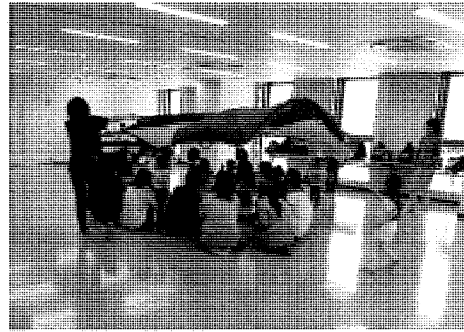
【障害者分野】

1) 地域ニーズの調査

障害児者が安心して暮らせる地域づくりの一環として、障がいの理解講座等の事業を継続的に行い、地域が障害者に対してどのような支援ができるのか、また障害児者の方々のニーズ（どんな事に困り、どのような支援を求めているのか）等を抽出し、具体的な支援を考え、地域住民の障がいの理解を深めます。関係機関「都筑区社会福祉協議会」や「都筑区障害者事業所ネットワークつなぎつづき」等の関係団体の方々と連携し施設見学会や意見交換等を行う事で、より適切な事業展開を行い、ボランティア活動に繋がる事を視野に入れた事業を積極的に企画し、地域及び住民の方々に対して障害児者支援活動に関する情報発信と活動支援をしていきます。地域における障害児者支援活動は、当事者だけでなく地域における全ての方々が相互に支え合うことが出来るよう、支援活動を行っていきます。

2) 障害のある児童への療育に関する取り組み事例

当法人が運営する二俣川地域ケアプラザにおいては、平成 30 年開所月（5 月）より、旭区子育て支援拠点と共催し、「あひるクラブ」という事業を開催しております。これは、3 歳児検診で指摘を受けた親子、心身の発達の遅れ等の療育について不安を持っている親子を対象とし、横浜市西部療育センター、区役所こども家庭支援課、旭区子育て支援拠点（ひなたぼっこ）、地域ケアプラザの 4 者共催にて進めている事業です。



あひるクラブ活動の様子

ケアプラザ内の多目的ホールにて、様々な遊びや体操等を実施し、さらに、保健師やソーシャルワーカーにより療育に関する相談等を行っています。これは、専門職との相談が行えるだけでなく、3 歳時検診後、障害に対しての受容が出来ず、ストレートに専門機関へ繋げるには難しい親子を、この 4 者共催事業により、会場内を温かい雰囲気づくりに徹し、少しずつ親子の受容を深めていく事により、適切な形で専門機関に繋がられる事を目的としています。当初は 1~2 組程度の親子の参加でありましたが、11 月現在は、9 組に増加しています。

都田地域ケアプラザにおいても「障害」、「療育」という大きな課題に対して、行政や様々な関係機関の方々と連携し、それぞれの専門的見地を伺い、取り組んでいきます。

【自主活動化への取り組み】

地域ケアプラザにおいて、企画を行っている様々な分野の自主事業に関しては、早い時期に自立活動となるよう促しながら事業展開を行います。特に各自主事業の参加人数に関しては継続的に安定確保する為、新規募集や事業分散等の調整を状況に合わせながら随時行い、自主化した後も安定した活動が継続できるよう支援致します。事業によっては講師の情報提供、自立後の参加費及び講師料に関する条件の調整等を行い、円滑に自立できるように諸条件を整えます。自立後の状況も確認し参加者数が少なくなる状況や参加希望者が増えすぎる等の参加者数の増減等にも気配りし、適切な対応が出来るよう支援します。

また、事業のまとめ役となる人材を自主事業実施期間中に決められるよう、参加者の自立促進の為に、利用者アンケート調査等で担い手の選出等の目安とし自立後の体制づくりを進めます。自立事業運営の負担が担い手の方だけにかかることが無いように留意し、事業として安定性・継続性のあるものになるよう参加者と協力連携し支援します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な

取組を記載してください。

【利用促進を図るための取組み】

- ① 受付に最新貸館の空き状況がわかる貸館状況台帳を設置することで、空き室を効率的に予約できるようにします。
- ② 毎月の広報誌、案内リーフレット、説明会等でケアプラザの利用方法を周知し「利用しやすい地域ケアプラザ」であることを強く働きかけ、地域ケアプラザの利用促進を図ります。
- ③ 登録団体には登録時に活動予定を決めていただき、出来る限り貸館の重複がないよう調整します。
- ④ 広報誌で活動の様子を取り上げるなどの情報発信をすることで、団体の広報活動を支援し、活性化を促進します。
- ⑤ 団体間でのスケジュール調整を行い、計画的に各団体にご利用いただけるよう支援します。利用団体にも貸館の調整や譲り合いにも協力いただけるよう努めます。
- ⑥ 福祉保健活動団体が互いに連携をとれるような関係性の構築を支援します。地域ケアプラザイベント企画に参加してもらうなどの協力体制を構築します。
- ⑦ 施設を継続的に団体が使用する場合、備品（機材、書籍、印刷物など）を一定のルールの下にお預かりし、毎回の搬入搬出の手間や保管場所の問題解決を支援します。スペースの割り振りは公正に行われるように努め、団体相互の理解も得られるようにします。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティアとは、自発的な意志に基づいて人や社会に貢献することを通じて自己実現することと考えます。このことを踏まえながら、地域ケアプラザとしてはボランティア希望者のコーディネートを行うだけでなくボランティア発掘、育成にも積極的に取り組みます。

横浜市の地域福祉保健計画では、地域の顔が見える関係、地域が支え合う関係等から最終的には、地域のネットワーク化等を目指していますが、この担い手は、多くのボランティアを輩出することで確保され则认为ます。従って、ボランティアのコーディネート、発掘、育成に努め、地域福祉保健計画が求める事業展開をしてまいります。

都田地区は地域活動、福祉保健活動が活発で多くのボランティアの方々がこれに関わっていると伺っています。地域において高齢者を対象に家事援助（掃除、洗濯、買物、除草、樹木剪定、病院送迎等）のボランティアなどです。多世代交流を図る機会を作り、次世代ボランティアの育成及び発掘に努める素晴らしい取組みだと拝察いたします。

地域ケアプラザのボランティア育成及びコーディネートにあたっては、ボランティア活動や地域の担い手につながる人づくりをすすめる、身近な地域での助け合い活動が推進される様にと考えています。

1 自主事業の充実と自立化

前述の通り、自主事業実施⇒自立化⇒地域福祉保健の担い手(ボランティア)⇒地域のネットワークへと繋いでいくことを目指します。

自立化のための自主事業の進め方としてはそれ相当の回数が必要であり、1コース8~10回行うなど、回を重ね意識向上を図りながら進めていきます。このようにして、自立化をしたものについては参加者一人ひとりが地域の力となるよう、その後も完全自立まで様々なフォローをしていきます。

この結果、自立化した団体が年々増えてきましたら、「ボランティア交流会」と題し、会を開催し各団体の情報交換を行います。

2 次代を担うボランティアの育成

次代を担う子ども達には自主事業の取り組みのほか、学校や地区社協、民生委員・児童委員、自治会町内会、青少年指導員、スポーツ推進員等のみなさんと連携した取組を行っていきます。

- ① 学校へ出向いての福祉体験授業に協力します。
- ② ケアプラザにおいて、小学校からのボランティア体験や施設見学を積極的に受け入れていきます。
- ③ 民生委員・児童委員協議会の「ジュニアボランティア」等の活動支援を行います。シニアボランティアポイント事業への登録を積極的にPRし、ボランティアの増加を図ります。

3 子育て支援事業や保育ボランティアの育成

子育てに関する自主事業も行い、その事業に関わった親御さん達を対象に働きかけを行い、子育てボランティアとして育成に努めます。

4 障害児(者)ボランティアの育成

障害児(者)支援事業を行うと共に事業支援ボランティアの育成に努めます。

特に身体障害児(者)の方は移動に苦労しているケースが多いため、移動支援を担うボランティアの発掘、育成に力を入れて参ります。

5 ボランティア育成のための取り組み

- ① 適切なボランティア研修の情報提供、参加を促していきます。
- ② 障害児支援事業に関しては近隣の中学校や高校へ出向き、協力を求め活動に結びつくよう働きかけます。
- ③ これから一人暮らし男性の増加が見込まれますので、中高年の男性ボランティアの活躍が期待されます。そこで、自主事業や独居男性を対象とした昼食会などを通じて、男性ボランティアの募集、育成に努めます。
- ④ ボランティア団体相互の情報交換、連携を図るため、時期を見てボランティア団体連絡会の設立を働き掛けていきます。ボランティア活動の育成に関しては 保健活動推進員の皆様にもご協力いただき育成事業の推進や新たな活動の模索等連携をとります。

また、青少年指導員の皆様にも広く事業にご協力参加いただき新たなボランティアの地域資源の発掘等で連携できるよう進めます。

6 ボランティア活動希望者のコーディネート

- ① ボランティア活動を希望する人のボランティア登録を行います。
- ② ボランティア活動希望者と手助けを求める人や会員募集をする団体のコーディネートを行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1. 情報収集

【社会資源の把握】

地域活動交流部門、生活支援事業、地域包括支援センターは地域におけるボランティア活動団体及び商業施設における企業のボランティア活動の取り組み等に関して広く情報収集を行います。把握できた活動団体とは相互の情報交換を行い、各活動の特性を理解し協力連携を図ります。

個人から団体及び企業に至るすべての活動団体に対して地域の福祉保健活動等の活性化と円滑な運営の為の支援を行い、地域貢献を進めると共に施設利用にも反映させます。

【行政機関】

横浜市や都筑区の関係機関（保健福祉センターや保健所等）との連携を定期的に行います。

【保健・福祉・医療の各団体】

地域内には行政機関以外にも健康増進や介護予防を目的とした活動を行っている機関、団体があります。こうした団体の活動について活動内容を把握し、連携を図ります。

特に民生委員・児童委員では高齢者と児童支援に関する活動を多く行っており、各地区の民生委員協議会の定例会に参加し話を聞きに行く等を通して連携し、地域の取り組みについて把握していきます。また、医療との連携は地域包括ケアの推進において重要な課題の一つとなっています。医師会・歯科医師会・薬剤師会・ケアマネジャー・行政・地域包括支援センターが連携し、地域課題を共有します。

【自治会・町内会】

自治会町内会等で健康増進活動や福祉活動に取り組んでいる場合もありますが、ケアプラザとして組織の活動内容は主に、①見守り・声かけ活動、②生活支援等の助け合い活動、③体力づくり活動を想定し企画します。具体的には見守りボランティア、住民支え合いマップ、介護予防体操・講座等、これらの活動を立ち上げ連携してだけでなく、活動の活性化に向けて支援を行っていきます。

【ボランティアグループ・NPO】

ボランティア団体やNPOの活動内容は多岐に渡りますが、ケアプラザとして、特に高齢者の孤立防止や生活支援に関する活動を把握していきます。無償のボランティ

アで活動を行っている団体や、有償で助け合い活動を行っている団体もありますが、それぞれの活動理念や設立の経緯などの把握に努め相互協力体制確立に努めます。

2. 情報提供

- 福祉保健に関するニーズ把握及び情報提供の拡充を図ります。特にホームページについては、内容の充実と共にアクセスしやすいものにします。
- 毎月開催の連合町内会、地区社協、民生委員・児童委員、老人クラブ等の会合に出席させて頂き、地域の夏祭り、新年会、運動会、防災訓練等への出席、小学校行事への出席等、様々な機会を通じてニーズを把握し、情報を提供致します。
- 定期的に広報誌を発行し、地域への回覧、町内の掲示板への掲示、医療機関や商店街等へのチラシ類設置依頼を通じて、PR 活動を実施します。また、当法人のホームページでも広報誌等の内容を紹介します。

3. 情報活用

- 収集した情報から地域の状況に合わせた出前講座や地域でのサロンの開催を企画します。
- 都田地域ケアプラザは勾配の急な坂途中の立地であり、地域ケアプラザに足を運ぶのが億劫な高齢の方や、障害をお持ちの方が数多くいらっしゃる事が予想されます。このような方々を含めて、より身近な場所として町内会館等をお借りして、健康づくり（体力測定、体操教室等）や、認知症予防、終活セミナー、消費者被害防止講座等を企画し、実施します。
- 閉じこもりがちな高齢者が集まり、健康に関する会話等ができるようなお茶のみサロン等も各地域で開催します。

(4) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

既存の統計データや調査結果を把握し且つ専門職や地域住民が日常の活動を通して把握したニーズや気づきを集約していくことによって、その地域で生活する地域住民の生活ニーズの状況を確認していきます。こうした気づきの中には現状のサービスや活動では対応が難しい問題も多々あり、今後の対応を考えていくうえで非常に重要な点が含まれている為 専門職や地域住民との日常的な連携の機会を持っていきます。



【個別事例の情報収集と分析】

高齢者等地域住民には既に様々な専門職が生活支援に関わっています。そのため、具体的なニーズや生活状況を把握するため、介護保険事業者や地域包括支援センター等から個別事例を収集し、生活ニーズと支援方法を分析することが可能です。また、個別事例を通して、地域内で高齢者の生活支援に活用できる社会資源を把握することにもつなげます。

【行政資料の活用】

地域住民の状況は行政の保険年金課・介護保険課等がデータを取りまとめており、また介護保険事業計画では、これまでの推移や将来推計も掲載されています。また、行政計画を策定する過程においては、地域住民の様々な生活ニーズの調査を行政が行い、報告書がまとめられている場合もありますので、こうした既存の行政資料を活用していきます。

【個別訪問・地域住民懇親会】

実際に地域住民と関わりを持つ方法として個別訪問・地域住民懇親会等で具体的な生活ニーズを把握していきます。個別訪問は、心身の状態や生活状況、地域の環境を把握することができるとともに、安否確認や、コミュニケーションの機会として訪問を活用し、対象者との関係性を作っていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析のためのネットワークの構築に各関係機関の情報が適切かつ円滑に相互間に行き交い、かつ、各関係機関が持つ力を個別又は複合的に十分に発揮することが不可欠と考えます。このことを前提に、多様な主体のサービス種別や機能・属性の垣根を越えた横断的なネットワーク構築に向けて下記取り組みを行います。

① 情報収集

地域の固有課題及び地域にある社会資源の把握をします。収集手段としては、地域ケア会議における個別ケース検証に伴う集積データ、地域住民や民生委員と地域包括支援センターとの定期交流会等による口頭での情報収集（地域の社会資源）、現存する社会資源マップの確認、神奈川県医療情報検索サービスや介護情報サービスかながわ、神奈川県介護サービス情報公表センター等のインターネット情報が挙げられます。

② 収集した社会資源の整理

各社会資源が持つ属性や機能別に整理します。

③ 顔の見える関係づくり支援

大まかな機能や属性別で整理したグループ内において、顔合わせを目的に会合を開き、相

互の役割や機能を知る事から始めます。その後も会合の定期開催を行う事で、何れかの団体に所属する職員について異動等による離脱があったとしても、会合を開催するタイミングで速やかに補充が為されるルールを設定する事で、グループとしての継続性が損なわれずに関係性が維持出来ます。ここで言う大まかな機能別グループとは、病院及び介護事業者グループ、地域包括支援センター及び民生委員グループ、地域交流部門及び学校、保育、幼稚園関係者グループ、住民主体の活動グループ（いずれも何らかの課題解決機能を有する）などが考えられます。

④ 共通課題の認識

会合において各グループ内における共通課題を検証しつつ、グループの活動目的の共有を行います。これにより、グループが活動する動機づけを明確にします。尚、グループの目的として考えられるのは、（メンバーの属性等にも左右されますが）高齢者支援、子育て支援、認知症患者支援、難病患者支援、権利擁護支援などが考えられます。

⑤ 各グループ間の横断的活動支援

上記④まで進んだところで、ある課題解決のためには別のグループによる専門的見地からの助言、活動支援等が必要になる可能性が高くなります。なぜなら、人の生活は多様な要素が複雑に組み合わさって成立している為です。例えば、介護を要する人は、必然的に医療機関と関わる確率が高いでしょうし、子育ての傍ら介護も担うダブルケアの課題に直面している場合は、子育て・介護・医療の3つの領域が関係してきます。また、認知症患者の徘徊問題については、介護・医療だけでなく、住民主体の活動グループの助力が必要となります。そのような時に、地域ケアプラザがコーディネートして各グループを繋ぐ事により、緩やかなネットワークが構築される事になります。

⑥ 横断的活動支援の継続

最初が必要に応じて自然発生する形で生じた一過性の横断的ネットワークが、この積み重ねにより強固なものに変容していき、一つの文化（ここでは、「連綿とある事を継続する事で、その地域に定着したもの」という意味）に発展して行く事が見込まれます。

このように、「都田地区の文化」となるような、総合ネットワーク構築を目指します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

ケアプラザとして情報収集することはもちろん、地域ケア会議や協議体などを活用し活動団体同士が直接、理解し連携できる環境作りを積極的に取り組みます。

区内生活支援コーディネーターが協働し、企業の地域連携等の調査を進めます。収集した情報を都田地区でも活用し地域活動と企業の取り組みのコーディネートを行い、さらに区内・市内において、民間企業・NPOなどの活動紹介や情報交換会などにも積極的に参加し、活動状況を把握するとともに、地域連携の接点を見出すような様々な角度でアプローチしていきます。

これまで高齢者施策については、国を挙げて「自助」「公助」が進められてきましたが、これからは地域住民同士がお互いに助け合う「共助」が求められる時代に突入しています。横浜市の介護予防・生活支援サービス補助事業における、「通所型支援」「訪問型支援」「配食支援」「見守り支援」を進めていくために、生活支援コーディネーターを中心に多職種で、地域ケアプラザ担当地域全体の各種情報の把握と課題を抽出した上で、地域住民に働きかけを行ない、住民主体サービスの基礎を次のような流れで検討し・構築します。

- ① ケアプラザ、地域包括支援センター、地域にて活動する居宅介護支援事業所より、例えば「利用者支援に際して支援としてのニーズはあるものの、介護保険制度では適用されないが故に困ることが多い事柄」のような問題について情報収集します。
- ② 上記①より得た情報から、地域としての固有課題を分析・抽出します。
- ③ 現存の住民活動について都筑区社会福祉協議会、自治会町内会、ケアプラザ地域交流活動部門等の関係機関より情報収集しつつ、上記②にて具体化した地域課題を解決する為に現存の住民活動を結びつける事が可能か連絡調整を行います。
- ④ 地域課題の解決に向けて、現存の住民活動ではサービス量が不足している、または、全く新しい種別のサービスが必要な場合は、新たな住民主体の組織構築に向けて支援を開始します。

【組織構築支援策の例】

例 i) 有志に呼びかける形で、もしくは有志からの自発的な形で、ある目的を持った定例会議体（協議体）を設置します。その後、その会議体から派生する形で社交の場（サロン）の立ち上げを支援します。更に当該サロンを発展する形で「通所型支援」へ移行、および、サロンから派生する形で「訪問型支援」を設立します。もちろん、サロンから「訪問型支援」への発展も考えられますが、組織としてある程度の規模が無ければ訪問型支援を行う事が事実上困難である可能性を考慮し、敢えてここでは言及していません。

尚、ここで言う定例会議体の目的例としては、災害時避難、病院内での支援、買い物支援、庭の手入れ、各種疾病における家族会、健康増進、食事配達、お話し相手、外出（散歩程度）、子育て支援（※高齢福祉とは直接的には無関係ですが、晩婚化により、子育てと両親介護のいわゆるダブルケア問題がある為、高齢事業との関係性は浅くない）が考えられます。

例 ii) 現存の住民活動を基盤として、住民活動メンバーにおいて何らかの困り事が発生したのを機として、当該課題を生活支援コーディネーターと共有します。その課題を解決するに当たり、生活支援コーディネーターが適切と考えられる他の住民活動を紹介。それを

端緒として、両住民活動が緩やかな連携関係を築けるように生活支援コーディネーターが調整を行ないます。これを礎に人材の確保が為され、より強固な組織へ発展するよう支援します。

このように、「住民が必要とする活動」を基盤として、その必要性に応じて組織の在り方を発展させる組織構築を働きかける事で、徐々に組織運営のノウハウや実績を積み上げるという手法を考えております。各地域ケアプラザに配置される第2層の生活支援コーディネーターは区社協の第1層の生活支援コーディネーターと連動し活動することが求められます。区内全域の取り組みと活動の情報も含め、関連情報も活動展開の為に重要な参考資料とし地域における組織構築支援策を進めます。

生活支援事業は地域ケアプラザ全体の業務と受け止め、各部門の連携で事業に取り組み、連合町内会との協働はもちろん地区社協・民生委員児童委員・老人クラブ等とも協力いただきながら「住民が必要とする活動」の構築に努めます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

地域の実情とグループ活動の意向を確認しながら、活動の継続・発展に向けた支援を行います。活動の活性化となる情報提供や提案を積極的に行うことはもとより、活動負担がある場合には、活動の見直しに向けた提案・支援、世代交代が可能となる仕組みづくりの提案・支援等を行います。

地域の方々自らで立ち上げた任意団体によるサービスBを地域ごとに確保し、コーディネーターや包括などケアプラザ全体でその運営を継続的に支援します。

【法人内ケアプラザの活動事例】

当法人が運営する城郷小机地域ケアプラザが関わる城郷地区では、現在サービスB事業が3事業あり、すべてを任意団体が担っています。横浜市全域でも58事業、任意団体が担っている事業に限定すると8事業という状況の中で、誇るべき状況であると考えています。そこで培ったノウハウを都田地区でも状況に応じて発揮いたします。

同じく城郷小机地域ケアプラザの事例として、子どもの居場所支援「たまりBAこづくえ」の立ち上げから発展までの経緯も一例としてご紹介します。

平成28年、地域住民から子どもに関わる課題を含んだ情報が複数件持ち上がり、それを受けて平成29年2月に「第一回城郷地区 夕方からの子どもの居場所づくり」事業プロジェクト会議を実施しました。この会議には連合町内会会長や地区社協、地区民児協をはじめ近隣小中学校長、区役所、区社協、地域住民代表、ボランティア団体代表などにご参加いただき、夕方からの子どもに関する問題を共有しました。

その後、平成29年5月と7月に二度の勉強会を重ね、平成30年1月に2町会長と栄養士、区社協、ケアプラザで「こどもの居場所事業実行委員会」を立ち上げ、こどもの居場所事業「たまりBAこづくえ」をスタートしました。

毎月、近隣小学校に出向いて開催チラシを配布することで徐々に浸透し、今では毎回20名前後の児童が参加しています。立ち上げ段階から小中学校をはじめとした関連先と調整して進めたことで、順調な運営が叶い令和2年度からは自立化を予定しています。

このような法人内での実績を都田地区でもぜひ生かして参ります。



たまりBAこづくえ

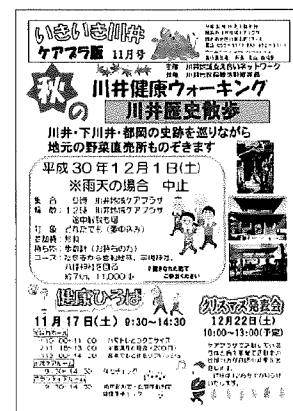
(5) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センターの啓発活動について、次のようなプロセスを念頭に実施します。

- ① 地域諸団体への情報提供として、連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、老人クラブ等のご了解のもとに各会の定例会に職員が出席し、地域包括支援センターの活動内容等の説明を行います。各会の役員委員の皆様には、地域包括支援センターの業務内容を適切にご理解頂けるよう努めます。ケアプラザ開設後2ヶ月以内を目処に年間の啓発計画案を作成し各会に提示、了承を得ます。
- ② ケアプラザの広報誌・都田地域ケアプラザ通信(仮称)を毎月1回発行し、ケアプラザおよび地域包括支援センター事業等の広報・啓発を行います。連合町内会、地区社会福祉協議会等のご了解を得たうえで、自治会町内会の回覧文書と一緒に回覧(及び掲示板への掲示)して頂けるよう調整を図ります。
- ③ 必要に応じて、その他の地域関係団体の定例会等にも職員が出席するとともに、団体のご了解を得た上で構成員の方からニーズ把握に努めます。
- ④ 所管の交番に毎月1回訪問し、警察との顔の見える関係の構築に努めます。
- ⑤ 民生委員を定期的に訪問し、情報交換を行い、必要に応じて訪問に同行します。
- ⑥ ①～⑤内で得られた課題については、都筑区福祉保健センターと連携して解決に努めます。



川井地域ケアプラザ
広報誌

す。特に虐待事例、悪質商法被害事例等については、都筑区福祉保健センターに加え都筑警察署、所管交番と適宜連携して解決に努めます。

- ⑦ 上記の課題のなかで、介護保険の制度理解や介護予防事業の啓発など、広く地域住民に知っていただく必要がある事項については、地域住民を対象とした講演会、研修会等を実施します。

その際、地域のニーズにより適切に対応するため、町内会館及び集会所での開催が望ましい事項については、実質的な事務局は地域包括支援センターとし連治会、地区社会福祉協議会等と共催し、実施します。

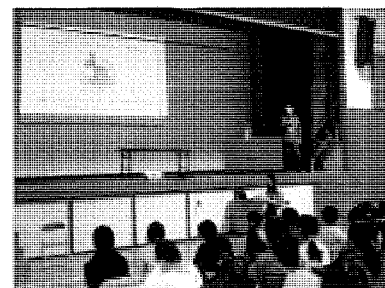
都田地域ケアプラザの包括支援センターが都田地区において、ワンストップサービスの相談窓口として十分機能していくには、日頃から様々な支援機関や社会資源との円滑な関係性を維持する必要があります。法人内ケアプラザで、そのノウハウを共有しながら都田地区に最適な体制を構築していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 日々の相談業務ではたくさんの認知症の方々、またはご家族からの相談が入ることが予測されます。それら相談を早期発見・早期治療につなげられるよう、ご家族ともども情報提供や支援をしていきます。また、医療機関やケアマネジャーと連携して対応をします。
- 都筑区には昭和医大北部病院があり連携が取りやすいと考えます。受診や相談に迷いがある方がたくさんいらっしゃいますが、総合相談室や認知症初期集中支援とも連携しながら支援を開始します。
- 地域ケアプラザの5職種とキャラバンメイトの方々と連携し、毎月定例会を開催しています。認知症サポーター養成講座を定期的に開催し、地域の方々にわかりやすく認知症を理解していただくような工夫をします。

右記の写真は、例となりますが、当法人の城郷小机地域ケアプラザにおいて、令和元年度に、城郷小学校、小机小学校を会場に5年生を対象として、地域のキャラバンメイトにご協力いただき「認知症サポーター講座」を実施しました。両校合算で200名強の生徒さんに寸劇とクイズを織り込んだわかりやすい認知症講座を実施しています。



- 専門的な医師からの情報提供も必要なため、専門医の講座を定期的に開催します。
- 老人会やサロン等のより身近な場所での情報提供も保健師をはじめとしたケアプラザ職員

が連携してわかりやすい講座を開催していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

「住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持しつづけていきたい」これは人々共通の願いではないでしょうか。しかしながら高齢者が生活に困難を抱えた場合、地域住民及び民生委員等による支援や、介護保険サービスの導入のみでは尊厳のある生活の維持が困難な場合もあります。このような場合に権利擁護事業として、次のような支援をいたします。

- 高齢者に対する虐待は、高齢者の増加とともに社会問題として広く取り上げられています。虐待が家族などの介護者によって行われる場合や虐待として認識されにくい等の課題により顕在化しにくいことも事実です。そのため、虐待に関する相談及び対応件数は必ずしも多くはありません。これは虐待の実態が極少数だからではなく、我々が的確にキャッチできていないという可能性も否定できません。私たち地域包括支援センター職員は、総合相談から各種事業までのあらゆる場面の中で虐待が疑われる情報を、すばやくキャッチし、専門性に基づいて行動しなければならない点を常に留意して対応していきます。
- 第 6 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「虐待を受けた高齢者の多く（7割）に何らかの認知症の症状が見られたことから、認知症による言動の混乱やこれに伴う介護者の心身の疲労が虐待の原因となることが考えられ、介護者の支援の充実が必要…」と示されております。認知症の予防や症状についての啓発活動は虐待の芽を摘む有効な手段として講演会や地域住民向けの実践講座等にて実施します。
- 独居高齢者や、親族との関係性が希薄な高齢者が認知症を発症するケース等の増加も予想されます。地域包括支援センターとしては、成年後見制度の的確な活用や地域住民を対象とした啓発活動を実施します。
- 高齢者の消費者被害の防止として、地域の消費生活推進委員との情報共有を行い、また、講師を招いて講演会などを実施します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

○地域住民等との連携

ケアプラザ受託後 2 年以内を目標として、次の①、②で得られた課題について、地域住

民を対象とした勉強会を開催します。勉強会は各会と地域包括支援センターが共催して実施します。民生委員とケアマネジャーが同席する形での介護保険制度勉強会等を開催し、顔の見える関係を築くとともに、双方が持つノウハウや知識について一定水準を満たすことができるよう努めます。

- ① 都田地区社会福祉協議会に了承を得たうえで、地域の活動に定期的に参加させていただき、活動ボランティアのニーズ把握、課題解決に努めます。
- ② 都田地区社会福祉協議会及び都田地区民生委員児童委員連絡協議会と協働し、相互理解を深めるための勉強会を開催します。勉強会の議題は各会と地域包括支援センターの共通課題の解決に向けた内容とします。

■在宅医療・介護連携推進事業

- 当法人が運営する横浜市川井地域ケアプラザ地域包括支援センターでは、医療機関との顔の見える関係性の構築のため、広報誌等を持参し毎月担当圏域の医療機関（病院、診療所等）に訪問しております。現在は聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜旭中央総合病院等の医療相談室と緊密に連携して対象者の支援を行っています。

また、担当圏域在勤・在住のケアマネジャー支援のため、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜旭中央総合病院、神奈川病院、神奈川県立がんセンター、旭区医師会在宅医療相談室等より講師を招聘し、勉強会を実施した実績もあります。こうしたノウハウを都田地区では更に発展させ、医療機関やケアマネジャーのネットワーク構築を進めます。

- 居宅介護支援事業所等との顔の見える関係性の構築のため、広報誌等を持参し毎月担当圏域の事業所を訪問して、ケアマネジャーのニーズ把握に努めます。これらのノウハウを更に発展させ、ケアマネジャーのニーズ把握に努めニーズに則した支援を実施します。
- 医療機関や居宅介護支援事業所といかに緊密な関係性が構築されていても、対象者の急変、虐待避難等の理由により支援困難な事例が発生する場合があります。その際は対象者の心身の安全を最優先事項とし、介護保険サービス事業所、医療機関とも協働して速やかに対応します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、高齢になっても、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できる地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で ①高齢者個人に対する支援の充実②高齢者を支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に考えていくことを目的にしています。これまで、

高齢者の個別課題に対して問題解決のために開かれる会議はケアマネジャーが介護保険事業の一環として開く「サービス担当者会議」が主でしたが、サービス担当者会議はサービス調整・問題共有で終わる場合が多く、保健・医療職、インフォーマルサービスや住民組織等の協力者の参加が少ない傾向にあり、多職種の意見が確認出来ない現実がありました。

そこで、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え意見収集・内容の把握と推進をするのが「地域ケア会議」の主眼であり、地域でのその人らしい生活の継続ができるよう、次の視点に添って進めていくべきと考えます。

- 適切なサービスにつながっていない高齢者の支援を行う
- 地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援する
- 個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源を開発する
- 介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる

都田地域ケアプラザでは、上記の方法を用いて定期的に地域ケア会議を開催することで、地域の課題・ニーズを集約し自主事業・ボランティア事業に繋げていくことを意識して進めてまいります。

【当法人での運営方針】

秀峰会が指定管理を受託させて頂いている7つの地域ケアプラザでは、以下のような方針にしたがって地域ケア会議を開催、運営しております。

1 「参加しやすい地域ケア会議」

地域ケア会議を効率的で有意義な内容にするために、参加いただく民生委員や地域自治会町内会の皆様に対し、その目的やお話しいただきたい方向性等を事前に伝える等、円滑に会議を進行していくための準備を徹底いたします。限られた時間内で、方向性を損なわずに会議を進めていくため会議の中心となるファシリテーター（進行役）の技術向上も必須です。

2 医療と介護、地域住民との融合（多種多様な医療介護専門職、医師の参加）

地域が持つ資源や能力を最大限に活用すべく、民生委員、児童委員、連合町内会等からの意見はもとより、介護・医療の専門職それぞれが客観的な意見を取り入れながら検討し得る会議体を確立していきます。

3 結論のある地域ケア会議

個別ケースの検討を多職種で行う個人レベルを始点として、包括、区、市のレベルでの地域ケア会議といった重層的に構成されるべきという横浜市の施策に則り、より広域なレベルでの検討を行い、その成果を地域にフィードバックし、資源開発や政策形成を目指します。

個別のケースに関しては、5W1Hを踏まえての役割分担と、支援の方向性や今後のリスクに関する対策の決定を明確にします。さらに、現状のその地域における社会資源の限界点についても議論し、新たな支援の枠組みや行政への提案等も含めて、上位の地域ケア会議での議論へと繋げていきます。

都田地域ケアプラザにおいても、上記の方法を用いて定期的に地域ケア会議を開催し、地域の課題やニーズを集約し、自主事業・ボランティア事業促進を目指します。

- カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
- 事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

【人員の確保・育成について】

1) 事業実施にかかる人員の確保

地域包括支援センターは、原則、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師（経験のある看護師）の3職種3人体制で、介護予防ケアマネジメント事業を進めています。秀峰会では、法人全体の有資格者（ケアマネジャー402人、主任ケアマネジャー99人、看護師（正・准）357人、社会福祉士87人。令和2年3月末現在）から、その任務にふさわしい人材を選抜し7ケアプラザに配置しています。都田地区センター・地域ケアプラザの職員確保に当たっても、必要な人員を確保し、適正に配置します。

2) 人員の育成計画

秀峰会では職員の定着とES向上を目的とした教育部門があり、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を随時実施します。

【業務委託についての選定方法等について】

1) 業務委託についての選定方法

介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが包括的支援事業全体の円滑な実施を考えた上で、業務を指定居宅介護支援事業所に委託し、相互に協働しながら支援をする事も可能です。委託先選定に関しては、利用者の意向、事業所全体として様々なケースへの対応力の有無、担当ケアマネジャー不在時における相談連絡体制など総合的に勘案して利用者にご提案します。そして、業務委託する際は、指定居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの契約を利用者の同意を得たうえで行います。

2) 具体的な支援内容の計画

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる方が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的効率的に実施されるよう必要な支援を行います。今後、対象の高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象の高齢者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるように支援します。



- 課題分析（アセスメント）…日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景などの課題を明らかにします。

- 目標の設定…課題分析の結果、個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定します。
- モニタリングの実施…介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターは、必要に応じて、その実施状況を把握するとともに、当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行います。
- 評価…事業の実施担当者からその事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及び家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護保険で要介護（支援）と認定された 65 歳以上の高齢者の 8 割が 75 歳以上であり、介護が必要になった原因は廃用（使わない事、生活の不活発、安静で起こる全身の心身機能、生活機能の低下）などによるものであるケースが増えています。『介護予防とは、元気な人が要介護状態にならないように、また介護が必要になった人もできるだけ機能を維持改善できるようにすることで、元気な「今のうちから始める介護予防」が大切です。（横浜市介護予防ガイドブックより）』この観点から、介護予防に関する普及啓発等の方向性としてはそれぞれの環境に応じ、活動的な生活を送るための支援を主としたものとする考えられます。

【普及啓発の流れ（概要）】

- ① 連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、老人クラブの定例会等に出向いて、地域ごとのニーズ把握を進める。
- ② ニーズに則した広報誌（及び説明チラシ）を作成する。
- ③ 職員が各会、各クラブに出向いて、介護予防事業の必要性等について説明を行なう。
- ④ 各会・クラブの了承（ご理解）を得て、参加者の募集（地域の回覧板、町内会館等へのポスター掲示等）を行う。
- ⑤ 事業実施後は、ケアプラザ広報誌に結果報告の記事を掲載する。また各会、各クラブに出向いた際に、各会役員に報告（成果、反省点、次回の展望等）を行う。

【介護予防事業について・当法人のこれまでの取り組みについて】

介護予防に取り組む個人が気軽に負担なく継続できる取組を地域の方に提案し、自発的な介護予防活動と呼びかけます。グループ活動やイベント情報の提供などを通じてウォーキング、ラジオ体操、軽スポーツなどへの参加を促し、個人が楽しみながら取り組めるきっかけづくりをします。

また、自主事業の企画、運営を通じてグループで取り組むプログラムを地域の方々に楽しみながら参加して頂けるように取り組みます。特に横浜市が推進する「元気づくりステーション」事業を広げていくとともに、ケアプラザでの開催に拘らず様々な施設と連携して活動場所を広げながら取り組みます。



1) 当法人川井地域ケアプラザの取り組み：「元気づくりステーション」の取り組み例

i) いきいきステッパーズ

地域包括支援センターの介護予防事業として始めたフィジカルフィットネスであるスクエアステップ教室については、ボランティアリーダーが主体となって行う元気づくりステーションとして立ち上がりました。そして、現在は完全自主化をしています。

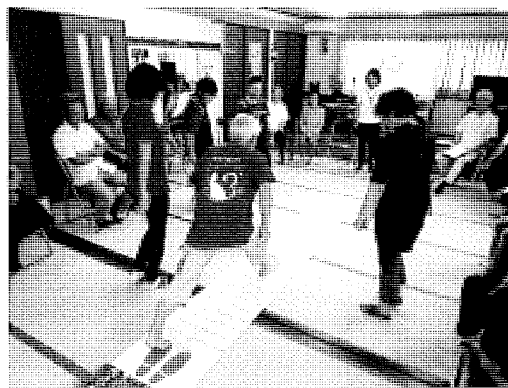


ii) BB会

上川井地区の個人宅を会場に、体操やカラオケを実施。この事業も現在は完全自主化されました。

2) 当法人川井地域ケアプラザ独自の介護予防事業「川井塾」■GOGO☆川井塾（川井地域ケアプラザ）

一般高齢者や要支援の認定を持つ高齢者に対し、介護予防の知識と技術を学ぶ機会を定期的に提供し、高齢者が自発的に健康活動や介護予防活動に取り組める事を目指して運営しています。川井地域の多くの方が、「介護予防」という言葉に対しマイナス



イメージを抱いている為、あえて、「介護予防」を主張せず、その上で「学ぶ」というイメージを抱いて頂く為に、「川井塾」としています。栄養講座や運動講座、口腔講座、認知症講座等の幅広い内容で活動し、登録者数 30 名超えの好評事業となっています。

(平成29年度から継続的に行われている事業)

5月：栄養「血液サラサラ血管元気な栄養のお話①」

6月：運動「若返りコグニサイズ」

7月：脳トレ「聴いて♪歌って♪脳トレ♪」

9月：笑い「落語で娯楽」

11月：運動「座ってヨガ」

1月：脳トレ「聴いて♪歌って♪脳トレ♪」

2月：口腔「健口作りは若作り」

3月：運動「脳と体を活性化！コグニサイズ」

3) 当法人地域ケアプラザの取り組み：各自治会・町内会での出張講座

地域の方にとって身近な町内会館等で教室を実施する事でケアプラザと顔の見える関係作りができるとともに、日頃の生活習慣や健康、介護予防について考えるきっかけ作りができるよう、地域包括支援センター職員が出向き、介護予防の体操や体力測定、認知症のチェック、ケアプラザ協力医による講話、包括支援センターからの情報提供等を行っています。

体力測定結果についてはケアプラザにてデータを記録し、郵送にて評価に関するコメントを記載しつつ返却し、ご自身で効果測定ができるようにしています。今後の継続開催の為に個人個人の体の変化について省みて頂けるようデータを積み重ね、プログラムに反映させていく取組みを行っています。

【都田地域ケアプラザの介護予防事業について】

都田地域ケアプラザにおいては、上記の川井地域ケアプラザを始め、笹野台地域ケアプラザ、白根地域ケアプラザ、城郷小机地域ケアプラザ、中村地域ケアプラザ、馬場地域ケアプラザ、二俣川地域ケアプラザで行っている事業を参考にしつつも、そのまま実施するのではなく、地域の特性に合わせた都田地域ケアプラザ独自の事業として発展させていきます。

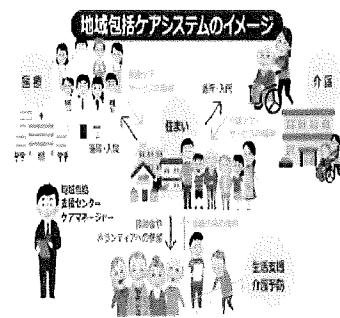
特に、担い手確保や世代間交流が今後の課題となると予想されるため、子育て世代と高齢者世代、障害者の三方面への事業を行いながら、それぞれの事業が縦割りではなく、横断的な活動となるように、まずは個々の事業を軌道に乗せつつ、各事業が緩やかな関係を築けるよう、自主事業のリーダー会合等で関係作りを進めます。共通課題を見つけ、共同で対応に取り組むことで、「介護予防」に特化した事業ではなく、世代間や立場を超えた関係作りを並行して実現できるよう複合的に対応します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるための

ネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括ケアシステムが構築され、かつ有効に機能するためには、家族や近隣住民、民生委員・児童委員、ボランティア等のインフォーマルサービスと、関係行政機関、保健・医療・介護の専門職機関や団体等のフォーマルサービスが連携することが不可欠であり、解決すべき課題に応じて必要な支援体制が構築できるように目的に応じて自在に変化できるネットワークを構築することが、地域包括支援センターの「総合相談・支援事業」として、また「地域ケアプラザの基本的機能」として、各職員に共通する業務に位置づけられています。



地域包括支援センターは保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門知識や技能を活かし、縦割りで業務を行うのではなく地域活動交流とも情報の共有や相互の助言を通じて、地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。特に、高齢人口の増加や在院日数の短縮等により、医療的ニーズの高い在宅療養者や認知症高齢者の増加が予測されており、地域の在宅等療養者に対し円滑かつ適切にサービスが提供されるよう、地域のネットワークを構築しつつ個別サービスのコーディネート機能も発揮することが求められています。

地域包括支援ネットワークは地域の実情に応じて構築されるものですが、構築のためのひとつの手段として、国の通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、「行政職員、包括センター職員、介護サービス事業者、医療機関関係者、民生委員等から構成される合議体（以下「地域ケア会議」という。）の開催が示されています。介護保険法の規定に、地域包括支援センターと関係者との連携努力義務が新設された背景には、次に述べる機能を効果的に遂行することをねらいとしたものであり、地域ケア会議についてはこうした機能を地域において実現していくことが求められます。

ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた取り組み

- ① 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ② 地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ③ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ その他地域の実情に応じて必要と認められる事項

多職種による個別ケースの検討や課題分析を行うことは、単に個別ケースの解決が重要という意味だけでなく、個別の検討を通じて地域における支援体制づくりに繋げ、その前提として地域課題の把握に繋げ、更に介護支援専門員の支援の力量形成に繋げるという意味で重要だからです。また、その地域に不足している資源を開発していくことや、地域の課題の解決のために必要な政策形成に繋げていく事が求められます。

以上の項目と都田エリアのニーズ及び特性を加味して、地域包括支援センターネットワークの構築を図ります。

(6) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

【公の施設における事業提供】

地域ケアプラザは公の施設であり、「住み慣れた町で健やかで安心して暮らし続ける」ための地域福祉保健活動の拠点です。ここでの居宅介護支援サービスの提供は、このことを踏まえて次のような事業展開を行っていきます。

- 日頃から地域の医師等との連携し、医療知識を高め、医療ニーズの高い方々に対しても支援します。また、多分野との地域連携スキルを備えたケアマネジャーを配置します。
- 地域包括支援センターを併設している強みを生かし、困難ケースの相談・同行訪問や介護予防支援の受託等に連携・協力して対応します。
- 病院との連携を図り、スムーズな退院、在宅復帰ができるよう支援します。
- 都田地区のみならず、区内他地区、区外近隣にも対応します。

【居宅介護支援事業の運営方針】

- ① 心と心のふれあいを大切に、地域に密着したサービスの提供を目指します。
- ② 生活の質を維持向上させて、住み慣れたまちで安心して暮らして行けるように、思いやりと優しさをモットーに支援いたします。
- ③ その人らしい生活を可能な限り在宅で継続できるよう、利用者や家族の立場にたって一緒に考えていきます。
- ④ 介護保険制度を熟知し、情報交換、業務改善会議、研修等を実施し、ケアマネジャーの質を高めていきます。
- ⑤ 横浜市からの委託による認定調査を受託し地域に貢献いたします。
- ⑥ 利用者やそのご家族のプライバシーに深く関わる事業であり、個人情報の漏えいが無いよう、関係法令及び守秘義務を厳守します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料提案の収支予算については、秀峰会が7ヶ所のケアプラザを運営してきた実績を元に算出しております。具体的な数値については別紙様式3をご参照ください。

サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、事業特性を踏まえた上でサービス受益者人数や事業内容等に基づく「全体費用の適正な負担比率」が必要と考えます。

修繕費については現状年間一律に60万円までとなっておりますので、この範囲内に収まるように計画的に修繕等を行い、これを超える分については区と協議して進めて参ります。

また、経費按分の比率については当該経費の性格、および各事業の年間計画等によって負担割合を検討します。事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

(2) 収支計画

ア 収入計画の考え方について

収入計画の基本的な考え方、特徴、独自性、実現性等について説明してください。

指定管理料提案の収支予算については、秀峰会が7ヶ所のケアプラザを運営してきた実績を元に算出しております。具体的な数値については別紙様式3をご参照ください。

サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、事業特性を踏まえた上でサービス受益者人数や事業内容等に基づく「全体費用の適正な負担比率」が必要と考えます。

修繕費については現状年間一律に60万円までとなっておりますので、この範囲内に収まるように計画的に修繕等を行い、これを超える分については区と協議して進めます。

また、経費按分の比率については当該経費の性格、および各事業の年間計画等によって負担割合を検討します。事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

運営のための収入は指定管理料だけに頼ることなく、施設の機能を活かした他の収入に関して増収を目標に創意工夫していきます。

収入内容は①指定管理料、②施設利用金収入、③自主事業等収入、④自販機手数料等のその他の収入ととらえ指定管理料以外の収入は年度ごとに前年より増収の予算組みし目標達成努力をします。

② 施設利用金収入

地域への周知を行い一人でも多く利用者が増えることを目標に、魅力ある事業展開と間口が広く誰でもが使いやすいをスローガンに施設運営を行い増収に努めます。

開所当初においてはまだ地域での知名度の低い状況であると予想されることから、地域ニーズの把握と新規施設の宣伝効果のために、地域の主だった活動団体の集会や催し物等に出向き施設の周知と、それぞれに合った利用方法の提案等を行う事が必要と考え営業を実施します。

③ 自主事業等収入

地域ニーズを探り多くの参加を促す魅力的な企画を行う事はもちろん、継続性のある安定し集客が見込める企画と、単発的に地域の状況や社会情勢に合わせた企画の二本立てで事業を行います。

地域のニーズと、社会のニーズに応えられる企画で自主事業により魅力を持たせます。

④ 自販機手数料等のその他の収入

自販機の手数料に関しては原価等の条件を有利に調整しできるだけ利益が出ることと、内容を検討し人気商品を安く提供し薄利多売で増収を計ります。

その他の収入は印刷代やコピー代、貸出品の貸出料等になりますが、特別な状況がない限り、

これらは利用者の負担軽減のために設定価格を抑制し、利用の利便性を優先し予算は抑え緩やかな増収を目標とします。

イ 増収策について

地区センターに係る利用料金収入、自主事業収入及び雑入についての増収策と積算根拠等について具体的に記述してください。

多くの地区センターの運営方法から学び、最も合理的な運営方法として貸館室の料金体系を基本3時間単位と設定します。これによりできるだけ多くの利用者が余裕を持って施設を利用することが可能となり利用促進につながると考えますが、3時間以上の時間を必要とする内容の活動団体等に関しては特別延長として連続貸室時間最長4時間の継続利用も可能とする等の利用者側に立った柔軟な営業姿勢で運営し公正中立な貸館提供を行います。

売上に関しましては毎月開催する職員会議と3か月に一度の運営推進会議において増収方法の見直しや減収等があれば原因追及と修正等を検討し、迅速な増収のための改善策を立案実施します。利用者主体で常に臨機応変かつ柔軟な運営で収入を確保してまいります。

ウ 支出計画の考え方について

支出計画の基本的な考え方、特徴、独自性、実現性、利用者サービスや修繕費などへの経費配分の考え方等について、運営費等の経費削減の観点も踏まえ、具体的に説明してください。

【支出計画の基本方針】

- 法人の「経理規定」に基づき、正確かつ効率的な予算執行を行い、その効果を最大限に発揮できる施設運営を行います。
- 円滑な施設運営が行われるよう予算書に基づいた支出を実行します。
- 修繕等が予算計上を上回ってしまう場合等は法人内で対応等検討を行います。
- 自主事業の経費等の支出は、事業ごとに参加者の受益を考慮したうえで参加費を設定し、事業を行います。
- 設備や備品の管理と補充等は支出計画の範囲で行い充実を図ります。

【支出計画の効率化】

○人件費

- ・ 本法人の給与規程に基づき積算し、賃金の変動等も考慮し算定します。
- ・ 職員は施設の近隣地域から採用するよう努め、通勤手当等の支出をできるだけ抑制します。

○管理費（光熱水費）

- ・ 利用者へのサービスに支障をきたすことが無い範囲で注意して節約に努めます。

○事務費

- ・ 消耗品もよく吟味し品質と価格で優位な品物を購入し不要な在庫は持ちません。
- ・ 本法人の規模における優位性を活かし、消耗品の一括購入、不用品の施設管理用等で経費の節減に努めます。

○事業費

- ・ 参加人数を常に確保でき、事業効果の高い自主事業を積極的に企画実施します。
- ・ 講師料、謝金等の発生する自主事業は参加費に含め参加者より集金しますが、参加者の負担にならない範囲で参加費を設定します。

【経費削減】

5万円以上の購入に関しては2社以上からの見積もりを取り本部採決の手続きに則り購入し、金額や購入品、購入条件なども含めて安易に購入先を決めない購入方法を取ります。修繕等の費用に関しても同様にかかる費用が5万円を超える場合は2社以上からの見積もりを取り作業内容等も含め検討し、総合的に条件の良い発注先を選定できるよう取り組みます。

職員の人員配置は利用者へのサービス低下にならない範囲で、出来るだけ少ない勤務体制を原則に、小人数で対応可能となるよう部屋貸し予約やその他の作業効率向上のためのシステム導入や設備機材の充実を図り人件費削減に努めます。

【地域ケアプラザにおける利用料金の収支の活用】

指定管理料で運営する地域活動交流事業のうち貸館については目的外使用を除き利用料金は徴収しておらず、また、目的外使用で利用料金を徴収したものは横浜市に納入していますので、いわゆる利用料金制（利用料金収入は指定管理者の収入とし、その収入を事業費に充てる）

は取っていません。地域活動交流で行っている自主事業については、横浜市の利用料金制の導入を機に、地域ケアプラザで、材料費等を参加費として個人負担にすることができることとなっています。利用者に適正な参加費をお願いし事業に活用します。

また、当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が上回る分は、法人が補填します。

【運営費等について低額に抑える工夫】

横浜市からの公的資金も注入された「都田地区センター及び都田地域ケアプラザ」の運営は、事業等の執行を能率的、効率的に行うとともにあらゆる経費を定額に抑えることが必要と考えます。具体的には、以下の取り組みを行うことにより経費節減を図ります。

- ① 物品購入にあたっては常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えないようにします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き、保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。ただし、信頼できる事業所から継続的に購入することで単価抑制を交渉します。
- ② 空調設備の適正な温度管理や照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。
- ③ 役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせ、入札を適正に実施し、冗費の削減に努めます。秀峰会の総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、施設単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。

横浜市都田地区センター自主事業計画書(1)

事業名	①募集対象	自主事業予定額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③ 一人当たり参加費		指定管理料から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
子育て支援 「あそびの部屋 0歳」(全12回)	未就園児と保護者	0	0	0	0	0	0
	10組						
	無料						
子育て支援 「あそびの部屋 1歳」(全12回)	未就園児と保護者	0	0	0	0	0	0
	10組						
	無料						
子育て支援 「あそびの部屋 2歳」(全12回)	未就園児と保護者	12,000	0	12,000	0	12,000	0
	10組						
	1,200円						
子育て支援 「あそびの部屋 3歳」(全12回)	未就園児と保護者	12,000	0	12,000	0	12,000	0
	10組						
	1,200円						
ベビーリトミック (全12回)	乳児と保護者	60,000	12,000	48,000	60,000	0	0
	10組						
	4,800円						
キッズリトミック (全12回)	未就園児と保護者	66,000	18,000	48,000	60,000	6,000	0
	10組						
	4,800円						
母の日のプレゼント作り (全1回)	小学生	12,000	6,000	6,000	5,000	7,000	0
	20人						
	300円						
父の日企画 「ダーツでパパと 遊ぼう」(年1回)	小学生と父親	10,000	6,000	4,000	10,000	0	0
	10組						
	400円						
熱中症予防教室 (年1回)	一般	0	0	0	0	0	0
	40人						
	無料						
子育て支援講座 夏休みこども工作 教室 (年1回)	小学生	14,000	10,000	4,000	4,000	10,000	0
	20人						
	200円						
小計		186,000	52,000	134,000	139,000	47,000	0

横浜市都田地区センター自主事業計画書(2)

事業名	① 募集対象	自主事業予定額					
	② 募集人数	総経費	収入		支出		
	③ 一人当たり参加費		指定管理料から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
こどもお菓子作り ー夏ー (年1回)	小学生・中学生	18,000	2,000	16,000	8,000	10,000	0
	16人						
	1,000円						
こどもお菓子作り ー秋ー (年1回)	小学生・中学生	18,000	2,000	16,000	8,000	10,000	0
	16人						
	1,000円						
こどもお菓子作り ー冬ー (年1回)	小学生・中学生	18,000	2,000	16,000	8,000	10,000	0
	16人						
	1,000円						
うたごえサロン (全12回)	一般	100,000	4,000	96,000	96,000	4,000	0
	40人						
	2,400円						
ナイト歌声サロン (全12回)	一般	100,000	52,000	48,000	96,000	4,000	0
	20人						
	2,400円						
一閑張り (全12回)	一般	192,000	12,000	180,000	72,000	120,000	0
	10人						
	18,000円						
都筑野菜のおいしい料理教室 春 (年1回)	一般	18,000	10,500	7,500	8,000	10,000	0
	15人						
	500円						
都筑野菜のおいしい料理教室 夏 (年1回)	一般	18,000	10,500	7,500	8,000	10,000	0
	15人						
	500円						
都筑野菜のおいしい料理教室 秋 (年1回)	一般	18,000	10,500	7,500	8,000	10,000	0
	15人						
	500円						
都筑野菜のおいしい料理教室 冬 (年1回)	一般	18,000	7,500	10,500	8,000	10,000	0
	15人						
	700円						
小計		518,000	113,000	405,000	320,000	198,000	0

横浜市都田地区センター自主事業計画書(3)

事業名	①募集対象	自主事業予定額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
ふれあい交流事業 卓球交流会 (年 1 回)	65 歳以上	8,000	4,000	4,000	5,000	3,000	0
	20 人(10 組)						
	200 円						
健康講座 食中毒の予防講座 (年 2 回)	どなたでも	0	0	0	0	0	0
	40 人						
	無料						
おもちゃの病院 (全 4 回)	一般	20,000	20,000	0	20,000	0	0
	20 人						
	無料						
地域の歴史を学ぶ (全 4 回)	一般	5,000	5,000	0	3,000	2,000	0
	20 人						
	無料						
健康づくり体操 (全 12 回)	65 歳以上	87,000	15,000	72,000	84,000	3,000	0
	20 人						
	300 円						
玄米ダンベル体操 (全 24 回)	65 歳以上	126,000	30,000	96,000	120,000	6,000	0
	20 人						
	200 円						
オリジナルトート バッグ作り (年 1 回)	小学生	10,000	4,000	6,000	0	10,000	0
	20 人						
	300 円						
味噌作り教室 (年 1 回)	一般	40,000	17,500	22,500	10,000	30,000	0
	15 人						
	1500						
認知症予防講座 (年 2 回)	一般	0	0	0	0	0	0
	30 人						
	無料						
腰痛の予防講座 (年 2 回)	一般	0	0	0	0	0	0
	30 人						
	無料						
小計		296,000	95,500	200,500	242,000	54,000	0

横浜市都田地区センター自主事業計画書(4)

事業名	① 募集対象	自主事業予定額					
	② 募集人数	総経費	収入		支出		
	③ 一人当たり参加費		指定管理料 から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
書初め教室 小学校1年～3年 (年1回)	小学1～3年生	11,000	6,500	4,500	6000	5000	0
	15人						
	300円						
書初め教室 小学校4年～6年 (年1回)	小学4～6年生	11,000	6,500	4,500	6000	5000	0
	15人						
	300円						
新春こども生け 花教室 (年1回)	小学生以上	15,000	10,000	5,000	5,000	10,000	0
	10人						
	500円						
折り紙教室 (年4回)	小学生	9,000	9,000	0	5,000	4,000	0
	20人						
	無料						
凧作り教室 (年1回)	小学生	10,000	7,000	3,000	5,000	5,000	0
	15人						
	200円						
都田シネマ (年1回)	どなたでも	125,000	125,000	0	0	125,000	0
	無し						
	無料						
サマーラウンジ コンサート」 (年1回)	どなたでも	12,000	12,000	0	10,000	2,000	0
	無し						
	無料						
ラウンジコンサ ート 秋」 (年1回)	どなたでも	12,000	12,000	0	10,000	2,000	0
	無し						
	無料						
クリスマスラウ ンジコンサート (年1回)	どなたでも	12,000	12,000	0	10,000	2,000	0
	無し						
	無料						
小計		217,000	200,000	17,000	57,000	160,000	0
合計		1,217,000	460,500	756,500	758,000	459,000	0

横浜市都田地区センター自主事業別計画書（単表） 1

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
あそびの部屋 0歳	子育て支援事業・親子のふれあいの場 あそびを通して 0 歳児の子育て親子の交流と居場所を提供します。	毎月 1 回 (全 12 回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
あそびの部屋 1歳	子育て支援事業・親子のふれあいの場 あそびで 1 歳児の子育て親子の交流で居場所と情報共有の場を作ります	毎月 1 回 (全 12 回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
あそびの部屋 2歳	子育て支援事業・親子のふれあいの場 体操やあそびで 2 歳児の子育て親子の交流と居場所づくりで子育ての支援をします。	毎月 1 回 (全 12 回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
あそびの部屋 3歳	子育て支援事業・親子のふれあいの場 お絵描き、体操、あそび等で 3 歳児の子育て親子の交流づくりと子育て情報共有、意見交換の場を提供します。	毎月 1 回 (全 12 回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ベビーリトミック	子育て支援事業・リトミックを通じて子育て支援を行います。	毎月 1 回 (全 12 回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
キッズリトミック	子育て支援事業・ベビーからちょっと成長した子供のためのリトミック教室です。	毎月 1 回 (全 12 回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
母の日企画 「母の日のプレゼント作り」	子育て支援事業・プレゼント作りを通して 母に感謝の気持ちを伝え、親子の絆を深めます。	年 1 回 (5 月第 2 日曜日)

横浜市都田地区センター自主事業別計画書（単表） 2

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
父の日企画 「ダーツでパパと遊ぼう」	子育て親子の支援事業・父と子参加 親子で力を合わせてダーツを楽しみます。 親子の絆を深めます。	年 1 回 (6 月第 3 日曜日)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
熱中症予防教室	健康講座・熱中症シーズンの前に熱中症の知識と予防や もしもの時の対処法を学びます。	年 1 回 (6 月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
子育て支援講座「夏休み こども工作教室」	子育て支援事業・工作作りで夏休みの創作活動のお手伝 いをします。	年 1 回 (夏休み期間)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
こどもお菓子作り －夏－	お菓子作りを通して食育も含めた、食べることの大切さ と食べ物大切さを学習します。	年 1 回 (7 月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
こどもお菓子作り －秋－	お菓子作りを通して食育も含めた、食べることの大切さ と食べ物大切さを学習します。	年 1 回 (9 月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
子どもお菓子作り －冬－	お菓子作りを通して食育も含めた、食べることの大切さ と食べ物大切さを学習します。	年 1 回 (12 月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
うたごえサロン	心に残る名曲やリクエスト曲を楽しく歌い豊かな時を 過ごします。	毎月 1 回 (全 12 回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ナイト歌声サロン	一日の終わりに楽しく歌い豊かな時を過ごしストレス を解消を図ります。	毎月 1 回 (全 12 回)

横浜市都田地区センター自主事業別計画書（単表） 3

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
一閑張り	格調高い伝統の手法で一閑張りのオリジナル作品を作ります。	毎月1回(全12回)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
都筑野菜のおいしい料理教室 春	地元の都筑野菜を使い季節の食材でおいしい調理方法を学びます。	年1回(4月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
都筑野菜のおいしい料理教室 夏	地元の都筑野菜を使い季節の食材でおいしい調理方法を学びます。	年1回(8月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
都筑野菜のおいしい料理教室 秋	地元の都筑野菜を使い季節の食材でおいしい調理方法を学びます。	年1回(10月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
都筑野菜のおいしい料理教室 冬	地元の都筑野菜を使い季節の食材でおいしい調理方法を学びます。	年1回(1月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ふれあい交流事業 卓球交流会	競技とは違う形で卓球を皆さんで楽しくプレイします。	年1回(11月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
健康講座 食中毒の予防講座	食中毒の季節に合わせて注意喚起の予防講座を開催します。	年2回 (6月、10月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
おもちゃの病院	大切なおもちゃを修理してまた遊べるようにします。 物を大切にすることを学びます。	年4回(5月、9月 10月、2月)

横浜市都田地区センター自主事業別計画書（単表） 4

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
地域の歴史を学ぶ	都筑の歴史や近隣の歴史を学びます。 地域の皆様に講師をお願いすることもあります。	年 4 回（5 月、8 月 10 月、2 月）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
健康づくり体操	健康管理のための軽度な体操教室です。	毎月 1 回（全 12 回）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
玄米ダンベル体操	玄米ダンベルを使ったとってもユニークな体操です。 皆様の元気づくりの教室です。	毎月 2 回（全 24 回）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
オリジナルトートバッグ作り	無地のトートバッグにいろんな絵をかきオリジナル作品を作ります。	年 1 回（10 月）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
味噌作り教室	おいしい味噌作りを学べる教室です。	年 1 回（9 月）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
認知症予防講座	認知症についての学習と予防に関する講座となります。	年 2 回 （4 月、9 月）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
腰痛の予防講座	腰痛の原因や注意しなければならないことを学びながら正しく腰痛予防につなげます。	年 2 回 （6 月、11 月）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
書初め教室 小学 1 年から 3 年生	学習支援も含めた書初め教室です。	年 1 回（1 月）

横浜市都田地区センター自主事業別計画書（単表） 5

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
書初め教室 小学4年から6年生	学習支援も含めた書初め教室です。	年1回(1月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
新春こども生け花教室	静かな環境で心穏やかに生け花を学びながら情操教育に役立てます。	年1回(1月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
折り紙教室	昔ながらの折り紙をいろいろ学びます。 昔の遊びを今につなげます。	年4回(4月、8月 11月、3月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
凧作り教室	お正月に凧あげができるよう、簡単な凧作りを教えます。	年1回(12月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
都田シネマ	地区センターのスペースを活かした年に一度の映画鑑賞のお楽しみ企画です。	年1回(3月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
サマーラウンジコンサート	ラウンジでのコンサートで地域の皆様に音楽を楽しんでいただき新しい施設の周知を図ります。	年1回(7月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ラウンジコンサート 秋	芸術の秋をコンサートで楽しんでいただき地域の皆様の世代間交流も図ります。	年1回(9月)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
クリスマスラウンジコンサート	クリスマスソングで楽しんでいただき、同時に地区センターと地域ケアプラザの周知と利用促進を図ります。	年1回(12月)

様式 3 - 1

(3-1-①)

指定管理料提案書及び収支予算書

I. 指定管理料

(単位：円)

提 案 額 (a)	23,860,000
-----------	------------

指定管理料提案額＝小計【イ】を記入
※指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。

※指定上限額 (b)	23,860,000
------------	------------

差 引 (a) - (b)	0
提案額の指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100%

II. 収支予算書 (総括表)

1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：円)	備 考
利用料金収入 [A]	2,200,000	
自主事業収入 [B]	756,500	
雑入 [C]	812,000	
小 計 【ア】 ([A]~[C])	3,768,500	施設運営収入の計
指定管理料① [D]	23,126,667	【ウ】 - 【ア】

指定管理料②（ニーズ対応費分）【E】	733,333	[A] × 1/3
小 計 【イ】（[D]～[E]）	23,860,000	指定管理料の計
収入合計（【ア】＋【イ】）	27,628,500	

2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：円)	備 考
人件費【a】	13,951,503	
事務費【b】	1,530,346	
自主事業費【c】	1,217,000	
管理費A（光熱水費等）【d】	3,386,470	
管理費B（保守管理費等）【e】	5,414,698	
公租公課【f】	1,395,150	
事務経費【g】	0	
小 計 【ウ】（[a]～[g]）	26,895,167	施設管理運営経費の計
ニーズ対応費【h】（=[E]）	733,333	[E]と同額になります。
小 計 【エ】（[h]）	733,333	ニーズ対応費の計
支出合計（【ウ】＋【エ】）	27,628,500	

※金額は、消費税及び地方消費税（10%）込みの額を記載してください。

※現在の消費税及び地方消費税は10%ですが、現段階では利用料金は据え置き（消費税及び地方消費税5%の内税）としています。

様式 3 - 1

(3 - 1 - ②)

収支予算書

1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位 : 円)

	項 目	内 容 等	金 額	
利用料金収入	料理室		ア 220, 000	
	工芸室		イ 220, 000	
	多目室 (大)		ウ 770, 000	
	多目室 (中)		エ 550, 000	
	多目室 (小)		オ 440, 000	
			カ	
			キ	
			ク	
			ケ	
	小 計		[A] 2, 200, 000	ア～ケ
自主事業収入	参加費	対象 : 子供	コ 205, 000	
	参加費	対象 : 高齢	サ 172, 000	
	参加費	対象 : 一般	シ 379, 500	
			ス	
			セ	
	小 計		[B] 756, 500	コ～セ
雑入	印刷代		ソ 528, 000	
	自動販売機手数料		タ 284, 000	
			チ	

			ツ	
			テ	
			ト	
	小 計		[C] 812, 000	ソ～ト

小 計 【ア】	施設運営収入計	3, 768, 500	[A] ～ [C]
---------	---------	-------------	--------------

※金額は、消費税及び地方消費税（10％）込みの額を記載してください。

※利用料金収入については、現段階で据え置かれている利用料金（消費税及び地方消費税５％の内税）から見込んだ額を記載してください。

様式 3 - 1

(3-1-③)

収支予算書

2 支出の部内訳（ニーズ対応費除く）

（単位：円）

	項 目	内 容 等	金 額	
人件費	正規雇用職員		ア 8,851,637	
	臨時雇用職員		イ 4,491,840	
	対象外の人件費		ウ 608,026	ウ-1～ウ-4
	通勤手当		ウ-1 458,000	
	健康診断費		ウ-2 8,000	
	勤労者福祉共済掛金		ウ-3 0	
	退職給付引当金繰入額		ウ-4 142,026	
	小 計		[a] 13,951,503	ア～ウ
事務費	旅費		エ 10,000	
	消耗品費		オ 573,346	
	会議賄い費		カ 10,000	
	印刷製本費		キ 120,000	
	通信費		ク 180,000	
	使用料及び賃借料		ケ 21,000	ケ-1～ケ-2
	横浜市への支払い分		ケ-1 21,000	
	その他		ケ-2 0	
	備品購入費		コ 200,000	
	図書購入費		サ 200,000	
	施設賠償責任保険		シ 6,000	
	職員等研修費		ス 20,000	
	振込手数料		セ 0	
	リース料		ソ 170,000	
	手数料		タ 0	
	地域協力費		チ 20,000	
			ツ	
			テ	
	小 計		[b] 1,530,346	エ～テ
自主事業費			[c] 1,217,000	
管理費 A	電気料金		ト 2,098,960	
	ガス料金		ナ 946,049	
	上下水道料金		ニ 341,461	

	小 計		[d]	3,386,470	ト～ニ
管理費 B	清掃費		ヌ	1,233,998	
	修繕費		ネ	100,000	
	機械警備費		ノ	292,000	
	設備保全費		ハ	3,788,700	ハ-1～ハ-6
	空調衛生設備保守		ハ-1	1,452,700	
	消防設備保守		ハ-2	98,550	
	電気設備保守		ハ-3	478,150	
	害虫駆除清掃保守		ハ-4	58,400	
	駐車場設備保全費		ハ-5	365,000	
	その他保全費		ハ-6	1,335,900	
	共益費		ヒ	0	
			フ		
			ヘ		
	小 計		[e]	5,414,698	ヌ～ヘ
公租公課	事業所税		ホ	0	
	消費税		マ	1,395,150	
	印紙税		ミ	0	
	その他 ()		ム	0	
	小計		[f]	1,395,150	ホ～ム
事務経費	本部分		メ	0	
	当該施設分		モ	0	
	小計		[g]	0	メ～モ
小 計 【ウ】		施設管理運営経費計		26,895,167	[a]～[g]

※金額は、消費税及び地方消費税（10％）込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市都田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳（施設長、地域活動交流コーディネーター、複合施設事務スタッフ等のうち賃金水準スライド対象人件費）	11,892,175
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（施設長、地域活動交流コーディネーター、複合施設事務スタッフ等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	497,285
事業費（税込）	講師謝金、材料費等	400,000
事務費（税込）	消耗品費、通信運搬費、旅費交通費、リース料等	1,623,000
管理費（税込）	・光熱水費 989,499 円 ・施設維持管理費（各種保守点検費）2,076,359 円	3,065,858
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△1,300,318
合 計		16,652,000

※ 1 : (施設長基礎単価×配置予定人数 (0.236 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
----	------	----

賃金水準スライド 対象 人 件費 (非課税) ※ 2	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象 人 件費)	
賃金水準スライド 対象 外 人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象 外 人件費)	
事業費(税込)	講師謝金、材料費等	
事務費(税込)	消耗品費、通信運搬費、旅費交通費等	
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		5,480,000

※ 2 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象 人 件費 (非課税) ※ 3	内訳(施設長、地域包括支援センター職員、複合施設事務スタッフ等のうち賃金水準スライド対象 人 件費)	21,476,624
賃金水準スライド 対象 外 人件費 (非課税)	内訳(施設長、地域包括支援センター職員、複合施設事務スタッフ等のうち賃金水準スライド対象 外 人件費)	833,326
事業費(税込)	講師謝金、材料費等	100,000
事務費(税込)	消耗品費、通信運搬費、旅費交通費、リース料等	1,049,000
管理費(税込)	・光熱水費 263,031 円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 551,943 円	814,974
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△115,924

合 計	24,914,000
-----	------------

※ 3 : (施設長基礎単価×配置予定人数 (0.354 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	講師謝金、材料費等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目			4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業 (a)	16,652,000	16,652,000	16,652,000	16,652,000	16,652,000
		生活支援体制 整備事業 (b)	5,480,000	5,480,000	5,480,000	5,480,000	5,480,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	24,914,000	24,914,000	24,914,000	24,914,000	24,914,000
		一般介護予防 事業 (d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計 (a) ~ (d)	47,200,000	47,200,000	47,200,000	47,200,000	47,200,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第 1 号介護予 防支援事業	4,614,311	5,658,376	7,241,236	7,241,236	7,241,236
		居宅介護支援 事業	15,630,624	21,120,672	25,595,712	25,595,712	25,595,712
	その他収入		120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	収入合計 (A)		67,564,935	74,099,048	80,156,948	80,156,948	80,156,948
	内 訳	人件費	58,198,210	63,503,510	63,503,510	63,503,510	63,503,510
		事業費	854,000	854,000	854,000	854,000	854,000
		事務費	7,577,944	8,304,300	9,405,405	9,405,405	9,405,405
		管理費	3,880,832	3,880,832	3,880,832	3,880,832	3,880,832
		消費税等	0	0	0	0	0
		その他	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000

支出合計（B）	71,740,986	77,772,642	78,873,747	78,873,747	78,873,747
収支（A－B）	-4,176,051	-3,673,594	1,283,201	1,283,201	1,283,201

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

1 基礎単価

【単位：円】

	施設長	地区センター 運営事業	地域ケアプラザ 運営事業	生活支援 体制整備事業	地域包括支援 センター運営事業
正規雇用職員等					
臨時雇用職員等					

※１人１年あたり

2 雇用形態別の配置予定人数

(1) 地区センター運営事業

ア 施設長（人工は 0.214）

【単位：人】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
正規雇用職員等	0.214	0.214	0.214	0.214	0.214

イ 施設長以外

【単位：人】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
正規雇用職員等	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
臨時雇用職員等	4	4	4	4	4

(2) 地域ケアプラザ運営事業

ア 施設長（人工は 0.236）

【単位：人】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
正規雇用職員等	0.236	0.236	0.236	0.236	0.236

イ 施設長以外

【単位：人】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
正規雇用職員等	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
臨時雇用職員等	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

(3) 生活支援体制整備事業

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
正規雇用職員等	1	1	1	1	1

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 施設長（人工は 0.354）

【単位：人】

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
正規雇用職員等	0.354	0.354	0.354	0.354	0.354

イ 施設長以外

【単位：人】

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
正規雇用職員等	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
臨時雇用職員等	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8

3 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

正規雇用職員等は人員配置基準に則った人員配置としています。
複合施設事務スタッフ及び複合施設事務サブスタッフは、配置及び各事業での按分を適切に行っています。

【留意事項】

複合施設事務スタッフ及び複合施設事務サブスタッフは、「2 雇用形態別の配置予定人数」において、人工を各事業（地区センター運営事業、地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業）で適切に按分して計上してください。

団体の概要

(令和3年2月1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんしゅうほうかい) 社会福祉法人秀峰会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒241 - 0806 神奈川県横浜市下川井町3 6 0 番地
設立年月日	昭和58年11月12日
沿革	昭和59年 5月 特別養護老人ホーム さくら苑 事業認可 平成 5年 5月 老人短期入所施設 花の生活館 事業認可 平成10年 2月 川井地域ケアプラザ 運営受託 平成14年 3月 特別養護老人ホーム 南永田桜樹の森 事業認可 平成16年 8月 城郷小机地域ケアプラザ 運営受託 平成18年10月 中村地域ケアプラザ 運営受託 現在、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、保育所など横浜市・川崎市内に約150ヶ所の事業所を認可等され運営
事業内容等	1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営 2. 第二種社会福祉事業 イ) 老人短期入所事業の経営 ロ) 老人デイサービス事業の経営 ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 二) 老人居宅介護等事業の経営 ホ) 障害福祉サービス事業の経営 ヘ) 移動支援事業の経営 ト) 保育所の経営 チ) 一時預かり事業の経営 リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営 ヌ) 特定相談支援事業の経営 ル) 障害児相談支援事業の経営 3. その他公益を目的とした事業 ①訪問看護事業 ②訪問入浴介護事業 ③居宅介護支援事業 ④地域包括支援センター事業 ⑤診療所の経営 ⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 ⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業 等 4. 収益を目的とする事業 ①貸室事業 ②福祉関連用品の貸付事業 ③高齢者生活支援事業

財務状況	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	総収入	11,984,439,724	12,966,550,313	14,190,926,298
	総支出	12,644,046,042	13,796,955,463	12,815,510,383
	当期収支差額	△659,606,318	△830,405,150	1,375,415,915
	次期繰越収支差額	3,090,824,036	2,260,418,886	3,635,834,801
連絡担当者				
特記事項	なし			